

令和8年度 第1回栃木県高齢者支援計画推進委員会 次 第

日 時 令和 8 (2026) 年 7 月 6 日 (月)
13:30~15:00

場 所 栃木県庁北別館 401会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 栃木県高齢者支援計画「はつらつプラン21（九期計画）」の取組状況について

【資料1】

(2) 令和7年度地域医療介護総合確保基金事業（介護分）に関する事後評価（案）について

【資料2】

(3) 栃木県高齢者支援計画「はつらつプラン21（十期計画）」骨子案について

【資料3】 【資料4】 【資料5】

(4) その他

4 閉 会

【配付資料】

委員名簿

座席表

資料1 栃木県高齢者支援計画「はつらつプラン21（九期計画）」の進捗状況について

資料2 令和7年度地域医療介護総合確保基金事業（介護分）に関する事後評価（案）について

資料3-1、3-2

栃木県高齢者支援計画「はつらつプラン21（十期計画）」骨子案について

資料4 令和8（2026）年度第1回栃木県認知症施策検討部会報告

資料5 策定スケジュール

資料6-1、6-2、6-3、6-4

参考資料

資料7 高齢者支援計画推進委員会設置要綱

栃木県高齢者支援計画推進委員会委員名簿

令和8年7月現在

No.	団 体 名	団体における 役職等	氏 名	委員会に おける役職	備 考
1	一般社団法人 栃木県医師会	常任理事	依田 祐輔		
2	一般社団法人 栃木県歯科医師会	常務理事	柏瀬 昌史		欠席
3	公益社団法人 栃木県看護協会	会長	小松 富恵		新任
4	一般社団法人 栃木県老人保健施設協会	会長	矢尾板 誠一		
5	一般社団法人 栃木県リハビリテーション専門職協会	会長	細井 直人		
6	社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会	常務理事	伊澤 純一	副会長	
7	一般社団法人 栃木県老人福祉施設協議会	副会長	古口 光夫		
8	一般社団法人 栃木県介護福祉士会	会長	谷口 美智		
9	栃木県地域包括・在宅介護支援センター協議会	会長	浜野 修		
10	NPO法人 とちぎケアマネジャー協会	会長	大山 典昭		
11	栃木県民生委員児童委員協議会	会長	釧持 幸子		新任
12	宇都宮市（栃木県市長会）	保健福祉部長	木村 晴信		
13	野木町（栃木県町村会）	健康福祉課長	相川 卓也		
14	一般財団法人 栃木県老人クラブ連合会	会長	桶田 正信		
15	公益社団法人 認知症のひとと家族の会 栃木県支部	世話人代表	金澤 林子		
16	日本労働組合総連合会 栃木県連合会	事務局長	児玉 浩一		
17	学校法人 国際医療福祉大学	大学院医療福祉学分野責任者	小林 雅彦	会長	
18	栃木県議会		山形 修治		新任
19	公募委員		鈴木 勤		

令和8(2026)年度栃木県高齢者支援計画推進委員会座席表

令和8(2026)年7月6日(月) 13:30～ 県庁北別館 401会議室							
小林会長				伊澤委員			
依田委員						鈕持委員	報道○
小松委員						木村委員	○
矢尾板委員						相川委員	随 行 ・ 傍 聴○ ○
細井委員						桶田委員	
古口委員						金澤委員	
谷口委員						児玉委員	
浜野委員						山形委員	
大山委員						鈴木委員	
小西主査	佐藤主査	長谷川副主幹	横山次長	眞田課長	村田総括	近藤主幹	君島副主幹
地域福祉課	○	医療政策課	○	健康長寿推進課	指導監査課	高齢対策課	栗田課長補佐
○	○	○	○	○	○	○	○

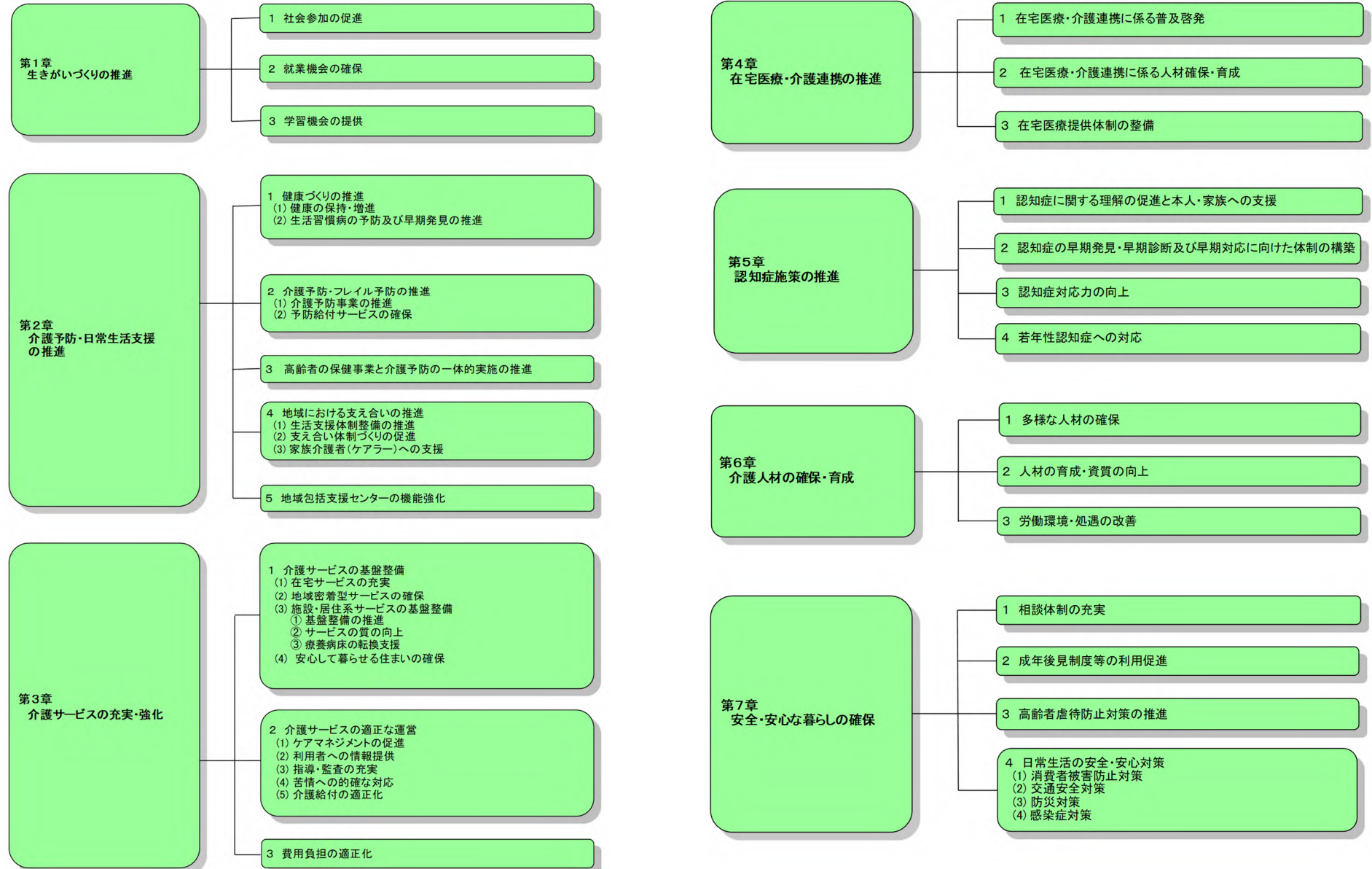
入
り
口

栃木県高齢者支援計画 「はつらっプラン21（九期計画）」の取組状況



令和8年（2026）年7月
栃木県保健福祉部高齢対策課

栃木県高齢者支援計画「はつらっプラン21（九期計画）」の施策体系



○ 評価指標の達成見込の考え方について

評価	要件	
	目安値が年々上昇する指標	上昇を目指す（基準値を上回る）指標
A	達成見込が 80%以上	実績値＞基準値
B	達成見込が 50%以上 80%未満	—
C	達成見込が 50%未満	実績値≤基準値
—	実績値がない、未定 など	実績値がない、未定 など

※達成見込 = (実績値－基準値) / (目安値－基準値)

(例)

③認知症介護研修修了者数		基準値 R 4 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	目標値 R 8 (2026)
	目安値	5,210 人	5,586 人		
	実績値		5,588 人		
	達成見込	—			

R6 達成見込 = (5,586－5,210 人) / (5,588 人－5,210 人) = 376 / 378 = 99.5% →

評価指標状況一覧

評価指標	基準値	R6 (2024年度)		R7 (2025年度)		R8：目標値 (2026年度)		根拠（出典）
第1章 生きがいの推進		実績値 (目安値)	評価	実績値 (目安値)	評価	実績値 (目安値)	評価	
高齢者の社会貢献活動参加率	54.9% (2023年)	54.5% (基準値を上回る)	C	53.1% (基準値を上回る)	C	(上昇を目指す)		栃木県：栃木県政世論調査
高齢者の就業率	4.0% (2022年)	※ (4.7%)	－	※ (5.3%)	－	※ (6.0%)	－	栃木県：毎月人口統計 栃木労働局：「高齢者雇用状況等報告」中の高齢者常用労働者数 (※R6から公表中止)
第2章 介護予防・日常生活支援の推進								
健康寿命	男性 72.62年 女性 76.36年 (2019年)	男性 73.06年 女性 75.36年 (2022年)	－	男性 年 女性 年 (2025年) ※公表前	－			厚生労働省：厚生労働科学研究「健康寿命及び地域格差の要因分析と健康増進対策の効果検証に関する研究」 「健康日本21（第二次）の総合的評価と次期健康づくり運動に向けた研究（研究代表者 辻 一朗）」 ※基準値は「とちぎ健康プラン21（2期計画）のもの。R7からの同3期計画に基づき、基準値を変更」
介護予防につながる通いの場への高齢者の参加率	4.2% (2022年)	4.9%※ (5.2%) ※2023年数値	B	5.6%※ (6.2%) ※2024年数値	B	(7.1%) ※2025年数値		厚生労働省：介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）の実施状況調査 ※結果判明時期により、2年前の数値が最新の実績値 2026年数値目標は8.0%
介護予防の場にリハビリテーション専門職、栄養士、歯科衛生士が関与する仕組みを設けている市町村数	10市町 (2022年)	10市町 (14市町) ※2023年数値	C	11市町 (18市町) ※2024年実績	C	(22市町) ※2025年実績		厚生労働省：介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）の実施状況調査 結果判明時期により、2年前の数値が最新の実績値 2026年数値目標は全市町（25市町）
市町として、生活支援コーディネーターの活動等により把握した地域課題の分析・評価結果を、関係者間で共有するとともに、介護予防・生活支援サービスの推進方策の策定に取り組んでいる市町村数	12市町 (2023年)	17市町 (17市町)	A	17市町 (21市町)	B	(全市町：25市町)		厚生労働省：保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金（市町村）評価指標の該当状況調査
とちまる見守りネット協定締結事業者数	25者 (2023年)	28者 (26者)	A	29者 (27者)	A	(28者)		栃木県：協定締結実数
地域ケア会議において個別ケースを分析し、地域課題の解決に向けた取組を実施しているセンター数（基幹型を除く）	71箇所 (2023)	79箇所 (80箇所)	A	78箇所 (89箇所)	C	(98箇所) ※		厚生労働省：地域包括支援センター運営状況調査 ※計画目標値は99箇所だが令和6年にセンター数の変更があったため1減
介護者交流会を実施している市町村数	13市町 (2022年)	13市町 (17市町)	C	16市町 (21市町)	C	(全市町：25市町)		栃木県：地域支援事業交付金実績報告集計
第3章 介護サービスの充実・強化								
介護サービス見込量と実績値の比較（総給付費）	134,701,647千円 (2023年見込み)	142,961,130千円※ ※2024年実績(確定) (147,846,679千円)	－	(151,214,351千円)	－	(154,400,007千円)		厚生労働省：介護保険事業状況報告（年報） 結果判明時期により、2年前の数値が最新の実績値 現時点の2025年実績(10か月分) は122,479,843千円 →残りの2か月も同程度すると2025年実績推計：146,975,812千円
特別養護老人ホームの整備状況	11,116床 (2023年)	11,195床 (11,322床)	C	11,224床 (11,464床)	C	(11,464床)		栃木県：整備状況
認知症高齢者グループホームの整備状況	2,610床 (2023年)	2,637床 (2,709床)	C	2,691床 (2,709床)	A	(2,727床)		栃木県：整備状況
福祉用具の利用に関しリハビリテーション専門職が関与する仕組みを設けている市町村数	13市町 (2022年)	16市町 (19市町)	B	15市町 (22市町)	C	(全市町：25市町)		厚生労働省：保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金（市町村）評価指標の該当状況調査 栃木県：追加調査
住宅改修の利用に際して、建築専門職、リハビリテーション専門職等が適切に関与する仕組みを設けている市町村数	12市町 (2022年)	13市町 (18市町)	C	16市町 (22市町)	C	(全市町：25市町)		厚生労働省：保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金（市町村）評価指標の該当状況調査 栃木県：追加調査

評価指標	現状値	R 6 (2024年度)		R 7 (2025年度)		R 8：目標値 (2026年度)		備考
第4章 在宅医療・介護連携の推進								
訪問診療を実施する診療所、病院数	280施設 (2021年)	285施設※ (280施設) ※2023年実績	A	297施設※ (288施設) ※2024年実績	A	(290施設) ※2025年実績		厚生労働省：医療計画作成支援データブック（NDBデータ） 結果判明時期のずれにより2年前の数値が最新の実績値 2026年目標値は293施設
訪問看護ステーションに勤務する看護師数（常勤換算・65歳以上人口10万対）	151人 (2022年)	192人 (161人)	A	※ (166人)	－	(171人)		栃木県：訪問看護基礎調査 ※現時点で結果公表前
訪問診療を受けた患者数	7,900人 (2021年)	9,178人※ (8,376人) ※2023年実績	A	10,213人※ (8,613人) ※2024年実績	A	(8,850人) ※2025年実績		厚生労働省：医療計画作成支援データブック（NDBデータ） 結果判明時期のずれにより2年前の数値が最新の実績値 2026年目標値は9,088人
在宅ターミナルケアを受けた患者数	173人／月 (2021年)	203人／月※ (185人／月) ※2023年実績	A	217人／月※ (227人／月) ※2024年実績	A	(245人／月) ※2025年実績		厚生労働省：医療計画作成支援データブック（NDBデータ） 結果判明時期のずれにより2年前の数値が最新の実績値 2026年目標値は263人／月
介護支援連携指導を受けた患者数	324人／月 (2021年)	387人／月※ (873人／月) ※2023年実績	C	433人／月※ (495人／月) ※2024年実績	B	(552人／月) ※2025年実績		厚生労働省：医療計画作成支援データブック（NDBデータ） ※2023実績の目安値873人／月は八期計画において設定したもの 結果判明時期のずれにより2年前の数値が最新の実績値 2026年目標値は609人／月
第5章 認知症施策の推進								
とちぎオレンジドクター登録数	208人 (2023年3月末)	239人 (240人)	A	252人 (255人)	A	(270人)		栃木県：高齢対策課調べ
医療従事者の認知症対応力向上研修修了者	5,214人 (2023年3月末)	6,343人 (6,192人)	A	6,875人 (6,681人)	A	(7,170人)		栃木県：高齢対策課調べ
認知症介護研修修了者数	5,210人 (2023年3月末)	5,588人 (5,586人)	A	5,885人 (5,774人)	A	(5,962人)		栃木県：高齢対策課調べ
チームオレンジ等を整備した市町数	19市町 (2023年3月末)	23市町 (21市町)	A	23市町 (23市町)	A	(全市町：25市町)		厚生労働省：認知症総合支援事業等実施状況調べ
本人ミーティングを実施している市町数	8市町 (2023年3月末)	10市町※ (13市町) ※2024年3月末	C	11市町※ (17市町) ※2025年3月末	C	(21市町) ※2026年3月末		厚生労働省：認知症総合支援事業等実施状況調べ 結果判明時期のずれにより2年前の数値が最新の実績値 2026年目標値は全市町：25市町
認知症地域支援推進員の配置数	139人 (2023年4月1日)	145人 (155人)	C	142人 (170人)	C	(185人)		厚生労働省：認知症総合支援事業等実施状況調べ
第6章 介護人材の確保・育成								
介護人材の確保に取り組む市町数	13市町 (2022年)	16市町 (19市町)	B	19市町 (22市町)	B	(全市町：25市町)		栃木県：高齢対策課調べ
とちぎ介護人材育成認証制度の認証法人数	44法人 (2022年)	53法人 (54法人)	A	67法人 (59法人)	A	(64法人)		栃木県：高齢対策課調べ
第7章 安全・安心な暮らしの確保								
重層的支援体制整備事業等の実施など包括的支援体制の構築に取り組む市町数	14市町 (2023年)	19市町 (18市町)	A	20市町 (22市町)	A	(全市町：25市町)		栃木県：（R6）保健福祉課調べ、（R7～）地域福祉課調べ
成年後見制度に係る中核機関設置市町数	19市町 (2023年)	21市町 (21市町)	A	21市町 (23市町)	B	(全市町：25市町)		栃木県：（R6）保健福祉課調べ、（R7～）地域福祉課調べ

【評価指標29項目 合計】

			R 6		R 7		R 8
評価 A	達成見込80%以上 等		14		10		
評価 B	達成見込50%以上80%未満		3		6		
評価 C	達成見込50%未満 等		9		9		
－	実績値なし、未定など		3		4		

栃木県高齢者支援計画「はつらつプラン 21（九期計画）」取組状況シート

第1章 生きがいくりの推進	1 社会参加の促進 2 就業機会の確保 3 学習機会の確保
基本的な考え方	高齢者が、心身の状態にかかわらず、生きがいを持って暮らしていくため、これまで培ってきた知識や経験を生かし、自己実現が図られるよう、多様な社会参加の促進や就業機会の確保、学習機会の提供に努めます。

1. 令和7（2025）年度の主な取組

①社会参加の促進

- ◆とちぎ生涯現役シニア応援センター（愛称「ぷらっと」）において、社会参加活動に関する相談等を実施。また、市町と連携を図りながら地域に密着した活動を行う「シニアサポーター」の活動支援のため、資料提供等を実施
 - ・とちぎ生涯現役シニア応援センター：利用者 141 名
 - ・市町版ぷらっと：R3年11月から順次開設、R8（2026）年3月31日現在 19 市町に設置済：利用者 40 名
 - ・栃木県シニアサポーター委嘱者：54 名（R8（2026）年3月31日現在）
- ◆スポーツ、レクリエーション、文化活動等を通じて、高齢者を中心とした県民の生きがいくりと健康づくり、社会参加の促進、世代間交流等を図るため「ねんりんピックとちぎ」を開催
 - ・ねんりんピックとちぎ大会：16 競技種目 2,257 名 シルバー作品展：157 点
 - ・全国健康福祉祭（ぎふ大会）：131 名選手団派遣

②就業機会の確保

- ◆高齢者の就労を支援するため、「とちぎジョブモール」及び「とちぎ生涯現役シニア応援センター」において、再就職に向けた相談・セミナーを実施
 - ・とちぎジョブモール：相談 262 件
 - ・シニアセミナー（労働政策課）：参加者 103 名（5 回）
 - ・とちぎ生涯現役シニア応援センター：相談（就労に係るもの） 6 件
- ◆市町のシルバー人材センターに対する新規就業分野開拓に関する指導事業や会員の技能向上研修会の開催事業に対して助成
 - ・会員数：8,898 人

・受注件数：53,675 件

③学習機会の提供

◆シルバー大学校において、積極的に地域活動を実践する高齢者を養成するため、体系的な学習機会を提供

・シルバー大学校：R7卒業者 374 名〔累計：17,524 名〕

2 評価指標の状況

①高齢者の社会貢献活動参加率		基準値 R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	目標値 R 8 (2026)	
	目安値	54. 9%	基準値を上回る	基準値を上回る	上昇を目指す	
	実績値		54. 5%	53. 1%	%	
	達成見込	—	C	C		
要因分析等	高齢者の社会参加を促進する様々な取組により参加意欲は高まっていると考えられる。一方で、定年延長などの就業環境の変化に加え、ライフスタイルの多様化により社会貢献活動以外の選択肢が広がっていることが、参加率が基準値を下回った要因となった可能性がある。					
②高齢者の就業率		基準値 R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	目標値 R 8 (2026)
	目安値	4. 0%	6. 0% (※ 1)	5. 0%	5. 5%	6. 0%
	実績値		4. 1%	(※ 2)	(※ 2)	
	達成見込	—		—	—	
要因分析等	(※ 1) 目安値は八期計画において設定した目標値。 (※ 2) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、栃木労働局が毎年「高年齢者雇用状況報告」の集計結果を公表しているが、令和6年結果より「31人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数」の公表を中止したため、状況を評価できなくなった。					

3 現状評価と今後の方向性

現状評価	今後の方向性
・急速に進む少子高齢化の下、社会参加活動に関心を持つ高齢者に、地域社会の支え手として活躍してもらう「生涯現役社会」の実現が求められている。 ・「ぷらっと」を通じた社会参加活動の促進については、平成 26（2014）年 10 月の開所以来、相談等の利用者数は 6,415 人となっている。また、令和 7（2025）年 3 月末までに、19 市町老連に市町版ぷらっとを設置することで、高齢者の社会参加活動へのきっかけづくりや、身近な地域で継続して活動に参加できる環境づくりを進めていく必要がある。（相談件数 R 7（4 月～3 月）：40 件） ・とちぎ女性・高齢者等新規就業支援事業を各市町と連携しながら実施しており、就業率の向上にはさらにマッチングの機会を増やす必要がある。	・高齢者の社会参加の裾野を広げるために、高齢者が身近な地域で継続的に社会参加活動に取り組めるよう、関係機関間でのネットワークの構築や市町域での社会参加の仕組づくりを進めていく。 ・とちぎ生涯現役シニア応援センター事業において、高齢者に社会参加を促進するため身近な地域で情報発信や普及啓発を行う「シニアサポーター」の拡充や相談窓口の改善など環境作りに取り組んでいく。 ・とちぎ女性・高齢者等新規就業支援事業において、さらなるマッチングの機会を創出するため、合同面接会の回数を増やすなど就業率の向上を図っていく。

栃木県高齢者支援計画「はつらつプラン 21（九期計画）」取組状況シート

第2章 介護予防・日常生活支援の推進	1 健康づくりの推進 2 介護予防・フレイル予防の推進 3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進 4 地域における支え合いの推進 5 地域包括支援センターの機能強化
基本的な考え方	健康長寿を実現するため、高齢者自らが行う健康づくりや介護予防の取組を推進するほか、高齢者の生活を身近なところで支える生活支援サービスを充実するとともに、地域においてそれぞれが互いに支え合う体制づくりを促進します。 また、地域包括ケアシステムにおける中核機関である地域包括支援センターの機能強化を促進します。

1. 令和7（2025）年度の主な取組

①健康づくりの推進 ◆高血圧や糖尿病等の生活習慣病を予防するため、広域健康福祉センターや栄養士会において個別栄養相談や電話相談を実施し、食生活・栄養情報を提供 ・相談：6,302件／年 ◆ロコモティブシンドローム予防の推進を図るため、対象者（運動器に関する知識を有する方）向けの研修会を開催 ・ロコモアドバイザーとちぎ養成研修会 19名 ◆高齢者の口腔機能の維持向上を図るため、特別養護老人ホーム入所者に対し歯科健診を実施。また、施設職員に対し口腔ケア実技指導や、口腔ケアの方法に関するDVDを貸し出し、動画閲覧等による指導を実施 ・10施設、健診：311名 ◆高齢者等の摂食嚥下機能の維持向上を図るため、特別養護老人ホーム施設職員に対してミールラウンド研修会を開催。希望する施設において、モデル的にミールラウンドを実施 ・ミールラウンド実施：1施設（症例検討会2回、実地2回） ・ミールラウンド研修会：2回開催、86名参加 ◆障害者及び高齢者のオーラルフレイル予防に資するため、施設職員向けに日常の口腔ケアに関する研修会を開催 ・口腔ケア研修会：3回開催、86名参加

②介護予防・フレイル予防の推進

及び

③高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

◆住民主体による介護予防の取組を推進するため、市町担当者に対する研修を開催

- ・介護予防に資する通いの場の設置数 R6 2,083カ所
- ・介護予防・生活支援市町職員研修会：参加者41名
- ・とちぎフレイル予防アドバイザー連絡会 56名

◆食生活改善推進員を対象にしたとちぎフレイル予防サポーターの養成

- ・養成者数：657名（R8.3末現在）

◆一般住民を対象にした食改版とちぎフレイル予防サポーターの養成

- ・養成者数：331名（R8.3末現在）

◆高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進するため、とちぎフレイル予防アドバイザーやとちぎフレイル予防サポーターを活用した事業を広域健康福祉センターごとに実施 21回

※とちぎフレイル予防アドバイザー（専門職）の養成はR2・R3年度（239名養成）に行い、R4年度以降は地域の保健事業等の活用へ横展開

◆高齢者を対象とした従来の介護予防を推進するだけでなく、幅広い世代を対象に介護予防（フレイル予防）についての普及啓発等を推進するため、孫世代と一緒に楽しく体操ができる「ウィズまごダンス」について、新聞広告やテレビ番組等を活用し普及啓発を実施

- ・新聞広告：2回

◆フレイル予防対策を推進するため、県政広報番組の放送、新聞・ラジオ・テレビ広告・リーフレット等を作成・掲示・配布し、普及啓発を実施

◆加齢性難聴の早期発見・早期対応の推進を図るため、リーフレットの作成・配布、講演会・研修会の開催、通いの場における講話の実施等による普及啓発・人材育成を実施

- ・リーフレットの作成・配布 15,000部
- ・講演会 1回（参加者：73名）
- ・研修会 1回（参加者：120名）
- ・通いの場における講話 16回

◆県独自事業として、佐野市及び那珂川町に対して、専門家とともに伴走支援を実施

◆市町における地域課題の抽出や分析を実施するために必要なデータ活用や課題解決のため、データ活用研修を実施（2回：計71名）

◆地域支援事業等について学ぶ地域包括応援セミナーの開催 参加者65名

- ◆関係機関が連携し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進するよう、栃木県後期高齢者医療広域連合、栃木県国民健康保険団体連合会との共催により高齢者保健事業及び関連データ等の情報提供を行うため、市町担当者を対象に連絡会議を開催
 - ・高齢者保健事業担当者連絡会議：参加者188名（2回 計2日間）

④地域における支え合いの推進

- ◆生活支援サービスの提供体制の構築を促進するため、資源開発やネットワーク構築、地域の支援ニーズとサービス活動のマッチング等を行う生活支援コーディネーターを養成
 - ・生活支援コーディネーター養成研修(初任者)：参加者 42 名
 - ・生活支援コーディネーター養成研修(現任者)：参加者 52 名
- ◆（福）栃木県社会福祉協議会との共催により、県内の住民主体による支え合いの活動実践を交え、地域住民の身近で自然な支え合いの大切さを学び、活動を広げていくことを目的とするフォーラムを開催
 - ・“住民主体”の地域支え合い推進フォーラムinとちぎ 参加者 112名
- ◆市町における協議体やコーディネーター業務が円滑に機能するよう、アドバイザーを派遣し、協議体の設置運営や生活支援コーディネーターの活動に対する助言等を実施
 - ・生活支援体制整備アドバイザーの派遣 8市町（13回）
- ◆（福）栃木県社会福祉協議会との共催により、行政と社会福祉協議会が取り組む地域づくりや関係者との連携体制構築の状況を共有するための情報交換会を開催
 - ・わいがや座談会 参加者 19 名
- ◆市町が実施する地域支援事業の強化・充実を図るため、事業目的や意義、生活支援コーディネーターとの連携、事業展開手法等について、市町職員を対象とした研修会を開催
 - ・生活支援体制整備事業市町職員研修会：参加者 25 名
- ◆生活関連事業者等の協力による県内全ての世帯を対象に栃木県孤立死防止見守り事業（とちまる見守りネット）の実施
 - ・とちまる見守りネット協定締結機関：29 団体等
- ◆円滑な事業の実施を図るため、栃木県孤立死防止見守り事業に関する様々な情報を関係機関間で共有（対面での連絡会議開催）
- ◆ケアラー支援の視点を持ち、相談、助言、日常生活の支援等を行うことができる人材の育成等に取り組むため、ニーズの把握や他分野の関係機関との連携手法に関する研修会を開催
 - ・ケアラー支援知識向上研修 2回 受講者数 63 名

⑤地域包括支援センターの機能強化

◆能力及び技術の向上、並びに関係機関との連携強化を図るため、医療・介護の連携や認知症支援、地域ケア会議の展開手法等について、地域包括支援センター職員を対象とした研修を実施

・地域包括支援センター職員研修

初任者研修：参加者 57 名

現任者研修：参加者 64 名

◆地域包括ケアシステムの構築・推進における行政の役割や組織横断的な取組の必要性等について理解を深めるための研修を開催

・地域包括ケアシステム深化・推進に係る市町職員養成研修（初任者研修） 参加者 29 名

2 評価指標の状況

① 健康寿命		基準値※ R 1 (2019)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	目標値 R 8 (2026)
	目安値	男性 72. 62 年 女性 76. 36 年	—	—	—	—	平均寿命の延伸を「上回る健康寿命の延伸」
	実績値		男性 73. 06 年 女性 75. 36 年				
	達成見込	—	—				
要因分析等	健康長寿とちぎづくり県民運動の実施や健康診査の受診促進、生活習慣改善の取組により、健康寿命は延伸傾向にある。（都道府県平均寿命の公表は5年ごと、健康寿命の公表は3年ごと、2025 年実績は公表前） ※基準値は栃木県健康増進計画（とちぎ健康2 1プラン（2 期計画））の目標値、R 7からの同（3 期計画）における健康寿命のベースラインはR 4、平均寿命はR 2（男性 81. 00 年、女性 86. 89 年）となっている。						
②介護予防につながる通いの場への 高齢者の参加率		基準値 R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	目標値 R 8 (2026)	
	目安値	4. 2%	5. 2%	6. 2%	7. 1%	8. 0%	
	実績値		4. 9%	5. 6%	%		
	達成見込	—	B	B			
要因分析等	新型コロナウイルス感染症の流行により減少したものの、5 類移行後に通いの場の活動が少しずつ再開されたことなどにより参加率は増加しつつあるが、コロナ前の水準（6. 5%）までの回復には至っていない。 ※結果判明時期により、2 年前の数値が最新の実績値となる						

③介護予防の場にリハビリテーション専門職、栄養士、歯科衛生士が関与する仕組みを設けている市町数		基準値 R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	目標値 R 8 (2026)
	目安値	10 市町	14 市町	18 市町	22 市町	全市町 (25 市町)
	実績値		10 市町	11 市町	市町	市町
	達成見込	—	C	C		
要因分析等	市町において、体操教室や通いの場、地域ケア会議等にリハビリテーション専門職が関与する仕組みは整ってきた。更なる介護予防の推進のため、リハビリテーション専門職の関与による運動の取組だけでなく、栄養、口腔の取組も進めていく必要があるが、栄養士、歯科衛生士の関与が進んでいない。 ※結果判明時期により、2 年前の数値が最新の実績値となる					
④市町として、生活支援コーディネーターの活動等により把握した地域課題の分析・評価結果を、関係者間で共有するとともに、介護予防・生活支援サービスの推進方策の策定に取り組んでいる市町数		基準値 R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	目標値 R 8 (2026)	
	目安値	12 市町	17 市町	21 市町	全市町 (25 市町)	
	実績値		17 市町	17 市町	市町	
	達成見込	—	A	B		
要因分析等	平成 27 年の制度開始以降、各市町において生活支援コーディネーター及び協議体の配置が進み、その活動も安定してきたことにより、地域課題の分析・評価とともに、関係者間での共有も進んできている。研修やアドバイザー派遣等により、推進方策の策定まで取り組む市町が増え、PDCAサイクルが機能するようになってきているが、取組の進む市町とできない市町の差が広がりつつある。					
⑤とちまる見守りネット協定締結事業者数		基準値 R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	目標値 R 8 (2026)	
	目安値	25 者	26 者	27 者	28 者	
	実績値		28 者	29 者	者	
	達成見込	—	A	A		
要因分析等	本事業についてリーフレットを配布するなどの周知に努めており、着実に協定締結事業者数が増加している。					

⑥地域ケア会議において個別ケースを分析し、地域課題の解決に向けた取組を実施しているセンター数（基幹型を除く）		基準値 R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	目標値 R 8 (2026)	
	目安値	71 箇所	80 箇所	89 箇所	98 箇所※	
	実績値		79 箇所	78 箇所	箇所	
	達成見込	—	A	C		
要因分析等	基となる国の調査における設問が令和7年度から変わったため単純比較はできないが、地域ケア会議において個別ケースの分析を行っているセンター数は85箇所あるものの、課題の対応を検討できているセンターは増加していない。 ※計画上の目標値は99箇所だが、栃木市において西方地域包括支援センター（通常型）が都賀地域包括支援センター（通常型）に統合されたことにより、目標値の総数は1箇所減の98箇所となった。					
⑦介護者交流会を実施している市町数		基準値 R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	目標値 R 8 (2026)
	目安値	13 市町	15 市町※	17 市町	21 市町	全市町（25 市町）
	実績値		13 市町	13 市町	16 市町	市町
	達成見込	—	C	C	C	
要因分析等	地域支援事業における任意事業として実施している市町数は16市町と増えた。未実施の市町においても、ゼロ予算事業や通いの場での交流会等他の方法を用いて介護者の交流を実施しているところもある。 ※本指標は9期計画から追加した指標のため、計画上R5では設定した目安値はないため、目標値と基準値の差を年数で除して算出					

3 現状評価と今後の方向性

現状評価	今後の方向性
・高齢者の外出機会や社会とのつながりが減少することにより、身体機能や認知機能が低下する恐れもあることから、県として、市町が取り組む、多様な通いの場の取組や地域における支え合いづくりを支援する必要がある。 ・生活支援体制整備が進んできたことにより、地域における支え合いの取組が進んできているが、地域によって社会資源や住民意識の違いにより差が生じている。 ・各市町において、地域で高齢者を支える仕組みづくりが積極的に推進された結果、地域包括支援センターの設置、地域ケア会議の開催、生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置など、介護予防・日常生活支援に関する体制は、概ね整備されたが、地域により社会資源や住民意識、市町の体制等が異なることから、取組の進捗状況に違いが生じている。 ・高齢者本人だけでなく、本人を支える介護者（ケアラー）への支援を推進する必要がある。	・通いの場等で活用できる各種専門職の人材育成や、研修会等（フレイル予防アドバイザー連絡会、リハビリテーション専門職等研修会等）の開催や、ウィズまごダンスを活用した介護予防の普及を通じて、市町の取組を支援する。 ・生活支援体制整備事業は市町により、取組状況や課題が異なることから、個別支援を強化していく。具体的にはアドバイザー派遣事業を市町が利用しやすくなるように内容を検討し、利用促進を図る。 ・地域で高齢者を支える仕組みは、市町の実情により市町ごとや同一市町内でも地区ごとに異なるものであることから、市町ヒアリング等を通じて、市町の現状や課題、ニーズの把握に努めるとともに、専門職や住民、民間企業等の多様な主体による多様な支え合いを実現するため、研修や各種アドバイザーの派遣等による個別・伴走支援、好事例等の横展開を図っていく。 ・高齢者の家族など、ケアラーが集まりお互いの悩みや情報交換を行える場として市町が実施する介護者交流会や介護教室の運営等に対して支援を行うとともに、ケアラーから相談を受ける地域包括支援センター職員等に対する研修を通じて、相談機能の充実・強化を図る。

栃木県高齢者支援計画「はつらつプラン 21（九期計画）」取組状況シート

第3章 介護サービスの充実・強化	1 介護サービスの基盤整備 2 介護サービスの適正な運営 3 費用負担の適正化
基本的な考え方	介護が必要になっても、できる限り住み慣れた地域で暮らしていくため、高齢者や家族の生活環境等に応じた介護サービスが確保されるよう、在宅サービスや施設サービスの基盤整備を推進するとともに、サービスの適正な運営と費用負担の適正化の取組を促進します。

1. 令和7（2025）年度の主な取組

<u>①介護サービスの基盤整備</u> ◆九期計画に基づき、市町と調整を図りながら、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなどの計画的な整備を促進 <u>②介護サービスの適正な運営</u> ◆多職種が連携したケアマネジメントの促進を図るため、現任の介護支援専門員を対象に医療的知識や医療職との連携に関する研修会を実施 ・介護支援専門員医療的知識習得研修：修了者 161名（3回） ◆保険者の介護給付適正化の取組を推進するため、栃木県国民健康保険団体連合会が行う保険者の縦覧点検支援や介護給付実績情報活用支援、担当者研修会等の介護給付適正化関連事業に対して補助 ◆介護給付適正化事業のうちケアプラン点検の取組を推進するため、プランを点検する市町職員及びプランを作成する介護支援専門員等が共に介護給付適正化に資するケアマネジメントについて習得するための研修会を実施 ・介護給付適正化支援事業（ケアマネジメント力向上研修）：修了者 41名 <u>③費用負担の適正化</u> ◆市町が行う「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減措置事業」に対して補助 ・13市町
--

2 評価指標の状況

		基準値 R 5 (2023) 見込み	R 6 (2024)	R 7 (2025)	目標値 R 8 (2026)
①介護サービス見込量と実績値との比較（総給付費）	目安値	134,701,647 千円 (※1)	147,846,679 千円	151,214,351 千円	154,400,007 千円
	実績値	138,647,241 千円	142,961,130 千円	公表前	
	達成見込	—	—	—	—
要因分析等	令和6年度の実績額は142,961,130千円となり、令和5年度の実績額138,647,241千円から約3.1%の増となった。八期計画期間は新型コロナウイルスの流行期間と重なり、事業休止やサービスの利用控えが起きたことで、給付費の伸びは鈍化（R2→R3：2.0%、R3→R4：0.02%、R4→R5：2.2%）したが、5類移行後はサービス利用が回復し、新型コロナの影響がなかった七期計画期間における伸びと同程度の3.3%の伸びとなっている。 （※1）R5の目安値は九期計画策定時点の推計値。				
②特別養護老人ホームの整備状況		基準値 R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	目標値 R 8 (2026)
	目安値	11,116 床	11,322 床	11,464 床	11,464 床
	実績値		11,195 床	11,224 床	
	達成見込	—	C	C	
要因分析等	介護職員の確保見込みが立たないこと、物価高騰等の影響で建築資材の調達が困難なことなどを理由に、市町が公募しても応募者がいない場合があり整備が遅れている。引き続き、市町と連携を図りながら整備を進める。				
③認知症高齢者グループホームの整備状況		基準値 R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	目標値 R 8 (2026)
	目安値	2,610 床	2,709 床	2,709 床	2,727 床
	実績値		2,637 床	2,691 床	
	達成見込	—	C	A	
要因分析等	介護職員の確保見込みが立たないこと、物価高騰等の影響で建築資材の調達が困難なことなどを理由に、市町が公募しても応募者がいない場合があり整備が遅れている。引き続き、市町と連携を図りながら整備を進める。				

④福祉用具の利用に関しリハビリテーション専門職が関与する仕組みを設けている市町数		基準値 R 4 (2022)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	目標値 R 8 (2026)
	目安値	13 市町	19 市町	22 市町	全市町 (25 市町)
	実績値		16 市町	15 市町	
	達成見込	—	B	C	
要因分析等	リハビリテーション専門職の配置や関係団体と連携することにより、専門職が関与する仕組みが徐々に設けられているが、目安値には達していない。要因としては、専門職の確保が課題となっている。				
⑤住宅改修の利用に際して、建築専門職、リハビリテーション専門職等が適切に関与する仕組みを設けている市町数		基準値 R 4 (2022)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	目標値 R 8 (2026)
	目安値	12 市町	18 市町	22 市町	全市町 (25 市町)
	実績値		13 市町	16 市町	
	達成見込	—	C	C	
要因分析等	リハビリテーション専門職の配置や関係団体と連携することにより、専門職が関与する仕組みが徐々に設けられているが、目安値には達していない。要因としては、専門職の確保が課題となっている。				

3 現状評価と今後の方向性

現状評価	今後の方向性
・特別養護老人ホーム等の介護基盤については、「九期計画」で計画した整備見込数に対し遅れており、引き続き、整備を進める必要がある。 ・介護給付適正化事業（主要3事業）※への市町への取組は、全市町で行われているが、点検件数や内容等、その質の向上を図っていく必要がある。	・九期計画は、八期の整備状況、各市町の中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を勘案して策定しており、市町と連携を図りながら整備を進めていく。 ・栃木県国民健康保険団体連合会や職能団体等と連携し、効果的な帳票の活用や適正なケアプラン作成に資する研修を実施するなど、引き続き、市町の介護給付適正化事業を支援していく。 ・福祉用具貸与や住宅改修へのリハビリテーション専門職の関与は、給付適正化の観点だけでなく、本人の自立支援にもつながることから、研修等の機会を通じて取組が進むよう市町へ働きかけていく。

※介護給付適正化計画（5期計画）までは、着実に取り組むべき事業として「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「住宅改修等の点検」「医療情報との突合・縦覧点検」「介護給付費通知」の主要5事業に取り組むことが国において示されていたが、令和6～8年度を期間とする同6期計画からは、「要介護認定の適正化」「ケアプラン等の点検」「医療情報との突合・縦覧点検」の主要3事業に取り組むこととされた。

栃木県高齢者支援計画「はつらつプラン 21（九期計画）」取組状況シート

第4章 在宅医療・介護連携の推進	1 在宅医療・介護連携に係る普及啓発 2 在宅医療・介護連携に係る人材確保・育成 3 在宅医療提供体制の整備
基本的な考え方	高齢になると、疾病を抱えたり、要介護の状態になる方が多くなります。病気になっても、介護が必要になっても、障害があっても、できる限り住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができる社会をつくることは、県民共通の願いです。 このため、地域の医療・介護・福祉資源等の状況を踏まえながら、在宅医療の提供体制の充実を図るほか、在宅医療・介護への円滑な移行を促進するなど、県、市町、関係機関等の協働により、在宅医療・介護の連携を推進します。

1. 令和7（2025）年度の主な取組

<u>①在宅医療・介護連携に係る普及啓発</u> ◆人生の最終段階における医療・ケアについて、県民の意向が尊重されるよう、人生会議（ACP）に関する講演会を開催 ・人生会議に係る講演会：参加者 340 名（5 回） ◆訪問看護の適切な利用を促進するため、普及啓発活動を実施 ・県民向けのイベントや医療・介護関係者、看護学生等を対象とした活動への参加者：996 名（14 回） ・YouTube での訪問看護普及啓発動画配信：再生回数 約 2,500 回 ◆在宅医療普及啓発リーフレットを配布 ・配布数：1,150 部 <u>②在宅医療・介護連携に係る人材確保・育成</u> ◆県内における在宅医療の推進に必要な社会基盤の整備促進及び関係機関等の具体的連携のあり方等について検討するため、会議を開催 ・栃木県在宅医療推進協議会：2 回 ◆地域の医療介護関係機関相互の連携の充実・強化を図るため、各広域健康福祉センターに設置した在宅医療推進支援センターにおいて、各市町や郡市医師会等の関係機関との会議等を通じ、地域の実状や課題を把握し状況に合わせた支援を実施

◆在宅医療・介護連携に係る多職種協働に向けた地域における専門職種のリーダーを育成するため、研修会を開催

- ・在宅医療提供体制の強化のための研修会参加者：52名（2回）
- ・医療的ケアのスキル向上研修会参加者：45名（2回）

◆訪問看護に関心のある看護職等に対する訪問看護ステーションでの職務体験や、訪問看護師が必要とする知識・技術の習得のための勉強会等を開催

- ・訪問看護教育ステーション設置箇所：6箇所（各二次保健医療圏）
- ・体験・研修参加者：延べ121人・日
- ・勉強会参加者：457名（16回）

③在宅医療提供体制の整備

◆在宅医療実施機関に対して設備整備等に係る経費を助成

- ・助成件数：在宅医療において積極的な役割を担う医療機関 24箇所

◆訪問看護事業所の長期的な経営や訪問看護の質の向上を図るため、研修会や専門家によるコンサルテーション、手順書（マニュアル）の作成、電話相談等を実施

- ・経営能力の強化
 - ・研修参加者：133名（3回）
 - ・コンサルテーション：9件
 - ・電話相談：20件
- ・組織運営の安定化
 - ・研修参加者：397名（5回）
 - ・マニュアル作成のための検討会：5回
 - ・『在宅栄養管理マニュアル』作成
- ・訪問看護の質の向上
 - ・訪問看護事例等を収めた研修動画を制作・配信し、訪問看護師に対する研修受講機会を提供

2 評価指標の状況

①訪問診療を実施する診療所、病院数		基準値 R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	目標値 R 8 (2026)
	目安値	280 施設	279 施設	280 施設	288 施設	290 施設	293 施設
	実績値		289 施設	285 施設	297 施設		
	達成見込	—	A	A	A		
要因分析等	在宅医療確保に向けた研修の開催や在宅医療に係る設備整備支援等の事業効果により、概ね順調に推移している。 (※ 1) 結果判明時期により 2 年前の数値が最新の実績値となる (※ 2) R 4 及び R 5 の目安値は八期計画において設定したもの						
②訪問看護ステーションに勤務する看護師数(常勤換算・65歳以上人口10万対)		基準値 R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	目標値 R 8 (2026)	
	目安値	151 人	124 人	161 人	166 人	171 人	
	実績値		165 人	192 人			
	達成見込	—	A	A			
要因分析等	現時点では関係データが公表されておらず実績が求められないため評価不可。 (※) R 5 の目安値は八期計画において設定したもの						
③訪問診療を受けた患者数		基準値 R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	目標値 R 8 (2026)
	目安値	7,900 人	8,138 人	8,376 人	8,613 人	8,850 人	9,088 人
	実績値		8,329 人	9,178 人	10,213 人		
	達成見込	—	A	A	A		
要因分析等	県民への普及啓発、在宅医療確保に向けた研修の開催や在宅医療に係る設備整備支援等の事業効果により、概ね順調に推移している。 (※ 1) 結果判明時期により 2 年前の数値が最新の実績値となる (※ 2) 本指標は九期計画から追加した指標のため、計画上 R 4 及び R 5 では設定した目安値はないため、目標値と基準値の差を年数で除して算出						

		基準値 R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	目標値 R 8 (2026)
④在宅ターミナルケアを受けた患者数	目安値	173 人／月	172 人／月	185 人／月	227 人／月	245 人／月	263 人／月
	実績値		193 人／月	203 人／月	217 人／月		
	達成見込	—	A	A	A		
要因分析等	県民や医療・介護関係者への普及啓発等の事業効果により、概ね順調に推移している。 (※ 1) 結果判明時期により 2 年前の数値が最新の実績値となる (※ 2) R 4 及び R 5 の目安値は八期計画において設定したもの						
		基準値 R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	目標値 R 8 (2026)
⑤介護支援連携指導を受けた患者数	目安値	324 人／月	820 人／月	873 人／月	495 人／月	552 人／月	609 人／月
	実績値		339 人／月	387 人／月	433 人／月		
	達成見込	—	C	C	B		
要因分析等	県民や医療・介護関係者への普及啓発等の事業効果もあり、コロナ禍での低迷から回復傾向にある。 (※ 1) 結果判明時期により 2 年前の数値が最新の実績値となる (※ 2) R 4 及び R 5 の目安値は八期計画において設定したもの。コロナ禍で入院医療機関において外部からの人の流入を制限していたことなどにより実績が大きく落ち込んだため、コロナ禍前に設定した目安値と大きく乖離している。						

3 現状評価と今後の方向性

現状評価	今後の方向性
・在宅医療・介護連携に係る各種事業の効果により、いずれの指標も概ね順調に推移している。	・在宅医療・介護連携推進事業は、平成 30 年度から事業主体が市町へ完全移行し、各市町の判断で、定められた項目以外の取組が実施されるなど、事業が定着するとともに広がりが出てきている。 引き続き、各市町において PDCA サイクルに沿った取組が実施できるよう、市町の取組状況を把握し、課題を整理した上で、きめ細かい支援を行う。

栃木県高齢者支援計画「はつらつプラン 21（九期計画）」取組状況シート

第5章 認知症施策の推進	1 認知症に関する理解の促進と本人・家族への支援 2 認知症の早期発見・早期診断及び早期対応に向けた体制の構築 3 認知症対応力の向上 4 若年性認知症への対応
基本的な考え方	認知症になった場合でも、個人として尊重され、自分らしく暮らしていくことは、県民共通の願いです。 このため、認知症に関する理解の普及や、介護する家族が相互にサポートできる体制の整備促進に努めるほか、医療と介護の関係者の認知症への対応力向上を図るとともに、認知症の早期発見・早期診断及び早期対応を軸とした認知症医療連携体制の構築や若年性認知症への支援体制の整備を推進します。

1. 令和7（2025）年度の主な取組

<u>①認知症に関する理解の促進と本人・家族への支援</u> ◆認知症に関する正しい理解の促進を図るため、「認知症サポーターキャラバン」活動の実施 ・認知症サポーター：養成者 13,518 名〔累計 290,452 名〕（R8.3 月末現在） ・キャラバン・メイト：養成者 78 名〔累計 2,708 名〕 ◆認知症の人を介護している家族を対象に、お互いの悩みや情報交換を行える場となる家族介護者交流会を開催 参加者数 25 人 ◆出張どこでも認知症カフェ（認知症の人本人による移動認知症カフェ）を県内6箇所で開催 参加者数 159 名 ◆認知症の日、認知症月間に呼応した認知症への理解を深めるための普及啓発の実施 ・新聞広告（認知症の早期発見・早期対応等に係る周知） ・県庁舎ライトアップ 等 <u>②認知症の早期発見・早期診断及び早期対応に向けた体制の構築</u> ◆認知症医療連携体制の構築を図るため、認知症疾患医療センター（10カ所）において専門相談や鑑別診断等を実施 ◆地域における認知症の方への支援体制の充実を図るため、認知症サポート医を養成 ・認知症サポート医養成研修：修了者 18 名〔累計 327 名〕 ◆身近な医療機関において相談できる体制構築のため、認知症に一定の知識のある開業医等を「栃木県もの忘れ・認知症相談医（とちぎオレンジドクター）」として登録

- ・とちぎオレンジドクター登録：19名〔累計262名〕
- ◆認知症サポート医等の連携強化を図り、認知症の人への支援体制の充実・強化を図るため、とちぎオレンジドクター及び認知症サポート医を対象としたフォローアップ研修会を実施
 - ・とちぎオレンジドクター・認知症サポート医等研修 修了者131名
- ◆認知症の早期発見・早期診断及び早期対応を促進するため、市町に配置される認知症初期集中支援チーム員や認知症地域支援推進員の養成研修を実施
 - ・認知症初期集中支援チーム員研修：修了者11名〔累計263名〕
 - ・認知症地域支援推進員養成研修：修了者50名〔累計274名〕
- ◆認知症地域支援推進員の活動を促進するため、先進事例等の共有を行う連絡会の開催や、関係機関等への普及啓発を行うためのチラシを作成・配布

③認知症対応力の向上

- ◆主治医（かかりつけ医）の認知症対応力の向上を推進するため、認知症診断の知識等について学ぶ「かかりつけ医認知症対応力向上研修」を実施
 - ・かかりつけ医認知症対応力向上研修：修了者17名〔累計852名〕
- ◆多職種連携による認知症高齢者のケアや、退院支援に関する地域との連携強化を図るため、医療従事者（医師・看護師等）を対象とした「認知症対応力向上研修」を実施
 - ・病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修：修了者216名〔累計3,581名〕
 - ・病院勤務以外の医療従事者向け認知症対応力向上研修：修了者192名〔累計661名〕
- ◆認知症の疑いのある人に早期に気づき、状況に応じた認知症ケアの実施と対応の構築を図るため、歯科医師等を対象とした「認知症対応力向上研修」を実施
 - ・歯科医師認知症対応力向上研修：修了者6名〔累計388名〕
 - ・薬剤師認知症対応力向上研修：修了者36名〔累計680名〕
 - ・看護職員認知症対応力向上研修：修了者65名〔累計712名〕
- ◆介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等に対し、認知症高齢者への介護サービスの向上を図るため各種研修を実施
 - ・認知症介護実践者研修：修了者160名〔累計4,820名〕
 - ・認知症介護実践リーダー研修：修了者81名〔累計969名〕
 - ・認知症介護指導者養成研修：修了者1名〔累計41名〕
 - ・認知症介護指導者フォローアップ研修：修了者1名
 - ・認知症対応型サービス事業開設者研修：修了者6名
 - ・認知症対応型サービス事業管理者研修：修了者27名
 - ・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修：修了者21名

④若年性認知症への対応

- ◆若年性認知症の方やその家族を対象とした電話相談の実施及び若年性認知症支援コーディネーターによる個別相談支援や自立支援に関わる関係者ネットワーク構築に向けた会議、市町認知症地域支援推進員等研修会を開催
 - ・若年性認知症支援ネットワーク会議：1回
 - ・若年性認知症支援に係る市町職員等研修会：参加者 31 名

2 評価指標の状況

		基準値 R 4 (2023. 3. 31)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	目標値 R 8 (2026)
①とちぎオレンジドクター登録者数	目安値	208 人	240 人	255 人	270 人
	実績値		239 人	252 人	
	達成見込	—	A	A	
	要因分析等	制度の普及により概ね想定どおりの登録者を確保することができた。引き続き、認知症サポート医養成研修修了者に対しとちぎオレンジドクターへの登録を働きかけていく。			
		基準値 R 4 (2023. 3. 31)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	目標値 R 8 (2026)
②医療従事者の対応力向上研修修了者数	目安値	5, 214 人	6, 192 人	6, 681 人	7, 170 人
	実績値		6, 343 人	6, 875 人	
	達成見込	—	A	A	
	要因分析等	各団体・機関において本研修が定着し、新型コロナウイルス感染症の5類以降後再び受講者が増えてきており、全体では目安値を上回る実績となった。			

③認知症介護研修修了者数		基準値 R 4 (2023. 3. 31)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	目標値 R 8 (2026)	
	目安値	5,210 人	5,586 人	5,774 人	5,962 人	
	実績値		5,588 人	5,885 人		
	達成見込	—	A	A		
要因分析等	令和6年度の介護報酬改定で新設された認知症チームケア推進加算の要件として、認知症介護実践リーダー研修修了者の配置が必要となったことから、研修受講者が増加した。					
④チームオレンジ等を整備した市町数		基準値 R 4 (2023. 3. 31)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	目標値 R 8 (2026)	
	目安値	19 市町	21 市町	23 市町	全市町（25 市町）	
	実績値		23 市町	23 市町		
	達成見込	—	A	A		
要因分析等	順調にチームオレンジの整備が進み、認知症の人や家族に対する支援が広がってきている。 未整備の2町のうち1町はチーム発足に向け準備中であることから、引き続き全市町での整備に向け残りの1町に対して支援を行う。					
⑤本人ミーティングを実施している市町数		基準値 R 4 (2023. 3. 31)	R 5 (2025)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	目標値 R 8 (2026)
	目安値	8 市町	13 市町(※1)	17 市町	21 市町	全市町（25 市町）
	実績値		10 市町	11 市町		
	達成見込	—	C	C		
要因分析等	認知症カフェや通いの場に認知症の方が参加した際に話を伺うなどの本人の声を聞く取組は各市町において実施されているが、本人ミーティングとしての実施には至っていない市町がまだ多い。 （※1）本指標は九期計画から追加した指標のため、計画上R5では設定した目安値はないため、目標値と基準値の差を年数で除して算出 （※2）結果判明時期により、2年前の数値が最新の実績値となる					

		基準値 R 5 (2023. 4. 1)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	目標値 R 8 (2026)
⑥認知症地域支援推進員の配置数	目安値	139 人	155 人	170 人	185 人
	実績値		145 人	142 人	
	達成見込	—	C	C	
要因分析等	認知症地域支援推進員の人事異動により配置数が減少した。特定の市町で配置が進んでいない状況であることから、引き続き配置に向け働きかけていく。				

3 現状評価と今後の方向性

現状評価	今後の方向性
・認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して、できる範囲で手助けをする「認知症サポーター」を中心とした支援をつなぐ「チームオレンジ」が全ての市町に整備され、その取組が推進するよう、市町を支援していく必要がある。 ・認知症疾患医療センターの設置・拡充により、地域包括支援センター等の地域の関係機関と連携した支援体制は整備されてきているが、各圏域内の医療・介護関係機関等との更なる有機的な連携の強化が求められている。	・市町が配置するチームオレンジコーディネーターが効果的に活動できるよう研修事業の実施や、広告媒体等を活用した認知症への理解を深めるための普及・啓発を図り、認知症の人にやさしい地域づくりを推進していく。 ・認知症疾患医療センター相互の連携や情報の共有を推進し、センター機能の充実を図るため、認知症疾患医療センター連絡会を開催するとともに、各センターで開催される認知症疾患医療連携協議会を活用し、医療・介護関係機関等との更なる有機的な連携を図っていく。 ・認知症基本法に基づく都道府県計画を策定するとともに、新しい認知症観に基づき施策を推進していく。

栃木県高齢者支援計画「はつらつプラン 21（九期計画）」取組状況シート

第6章 介護人材の確保・育成	1 多様な人材の確保 2 人材の育成・資質の向上 3 労働環境・処遇の改善
基本的な考え方	介護人材のすそ野を広げる「多様な人材の確保」と専門性の確立やキャリアパスの構築等を促進する「人材の育成・資質の向上」、離職防止・定着のための「労働環境・処遇の改善」を3本の柱とする総合的な介護人材確保対策を進めます。

1. 令和7（2025）年度の主な取組

<u>①多様な人材の確保</u> ◆介護職への就労を支援するため、福祉人材・研修センターにおいてキャリア支援専門員によるハローワーク等での出張相談や就職フェアを実施 ・ハローワークへの出張相談：相談件数 221 件 ・就職フェア、就職面談会：5 回、来場者 251 名、採用数 22 名 ◆介護未経験の地域住民の参入を促進するため、「介護に関する入門的研修」を開催 ・入門的研修実施市町：11 市町 ◆元気な高齢者の介護業界参入と介護職員の負担軽減を図るため、介護周辺業務を担う「とちぎケア・アシスタント」を養成し、介護事業所とのマッチングを実施 ・とちぎケア・アシスタント：登録者 18 名、就職者 9 名 <u>②人材の育成・資質の向上</u> ◆介護人材の就労年数や職域階層等に応じた知識や技術等を習得し、適切なキャリアパス、スキルアップを図るための研修を実施 ・介護職員へのスキルアップ研修（出前講座）：実施数 98 回、受講者 1,432 名 ◆外国人介護人材の資質向上と安定的な就労を図るため、介護現場における実用的な日本語能力を養成するための研修の実施 ・日本語研修：4 コース、105 名修了 <u>③労働環境・処遇の改善</u> ◆介護事業所の人材育成・確保の取組を「見える化」する「とちぎ介護人材育成認証制度」を開始し、介護業界全体のレベルアップ・ボトムアップと参入・定着を図った。

・ 認証法人等：認証 レベル3 62 法人、レベル2 5 法人 宣言 レベル1 137 法人
◆介護従事者の負担軽減や業務の効率化を図るため、介護テクノロジー等の導入を支援 ・ 導入事業所数：85 事業所 ◆外国人介護人材を雇用する事業所同士の情報交換の場を設け、課題や優良事例等を共有することを通して外国人の県内定着を図った。 ・ 2 回実施、34 名参加

2 評価指標の状況

		基準値 R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	目標値 R 8 (2026)
①介護人材の確保に取り組む市町数	目安値	13 市町	16 市町	19 市町	22 市町	全市町 (25 市町)
	実績値		14 市町	16 市町	19 市町	
	達成見込	—	C	B	B	
要因分析等	各市町においても人材確保の重要性は認識しているが、様々な要因により実施ができていない市町もあるため、県事業に市町が協働・参画すること等も含め、市町の意見を伺いながら効果的な実施方法を検討していく。 (※) 本指標は九期計画から追加した指標であり、R 5 の目安値は設定していないため、(目標値－基準値)／年数により算出したもの					
		基準値 R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	目標値 R 8 (2026)
②とちぎ介護人材育成認証制度の認証法人数	目安値	44 法人	49 法人	54 法人	59 法人	64 法人
	実績値		48 法人	53 法人	67 法人	
	達成見込	—	A	A	A	
要因分析等	着実に認証法人数は増加しており、目標値を達成した。引き続き認証制度を周知し、介護業界のボトムアップを図っていく。 (※) 本指標は九期計画から追加した指標であり、R 5 の目安値は設定していないため、(目標値－基準値)／年数により算出したもの					

3 現状評価と今後の方向性

現状評価	今後の方向性
・介護人材の確保について、多様な人材の確保、人材の育成・資質の向上、労働環境・処遇の改善の3本柱で取り組んでいるものの必要な介護人材の確保は十分ではない。	・多様な人材の確保・定着を図るとともに、適切なキャリアアップに向けた研修等の実施や介護テクノロジー導入支援等による介護現場の生産性向上にも取り組んでいく。

栃木県高齢者支援計画「はつらつプラン 21（九期計画）」取組状況シート

第7章 安全・安心な暮らしの確保	1 相談体制の充実 2 成年後見制度等の利用促進 3 高齢者虐待防止対策の推進 4 日常生活の安全・安心対策
基本的な考え方	高齢になっても、住み慣れた地域で安心して安全に暮らしていくため、高齢者や家族への相談体制の充実や成年後見制度の利用促進、虐待防止対策を推進するほか、日常生活の安全が確保されるよう、交通安全や防災対策、消費者被害防止対策、感染症対策等の取組を推進します。

1. 令和7（2025）年度の主な取組

①相談体制の充実 ◆能力及び技術の向上、並びに関係機関との連携強化を図るため、医療・介護の連携や認知症支援、地域ケア会議の展開手法等について、地域包括支援センター職員を対象とした研修を実施（再掲） ・地域包括支援センター職員研修 - 初任者研修：参加者 56 名 - 現任者研修：参加者 53 名 ◆認知症の方やその家族に対して、認知症の知識や介護技術及び精神面の支援も含めた認知症電話相談事業を実施 ・電話相談件数（来所相談含む）：228 件 ②成年後見制度等の利用促進 ◆（社福）栃木県社会福祉協議会に設置された「とちぎ成年後見支援センター」が実施する、成年後見制度に関する相談対応に対する支援を実施 ・県民・相談支援機関からの相談対応：相談件数 49 件 ◆地域連携ネットワークの構築人材の育成のため、市町職員等を対象とした研修を実施 ・参加者 166 名 ◆市民後見人の育成及び活用に向けた取組 ・栃木県市民後見推進事業費補助金の活用（推進委員会の開催、パンフレット作成等）：7 市
--

③高齢者虐待防止対策の推進

〔養介護施設従事者等による高齢者虐待〕

虐待を受けたと判断された件数 R6 : 14 件 被虐待者数 R6 : 14 人

〔養護者による高齢者虐待〕

虐待を受けたと判断された件数 R6 : 166 件 被虐待者数 R6 : 167 人

◆市町及び地域包括支援センターの職員を対象として、（一社）栃木県社会福祉士会との共催により、高齢者虐待対応力向上研修を実施

- ・ 高齢者虐待対応初級研修：参加者 52 名
- ・ 高齢者虐待対応課長研修：参加者 15 名
- ・ 高齢者虐待対応フォローアップ研修：参加者 48 名

④日常生活の安全・安心対策

（消費者被害防止対策）

◆高齢者の消費者被害防止のため、消費者団体等と連携して県内各地で出前講座等の実施や啓発資料を配布。また、様々な広報媒体を活用し被害防止に関する啓発を実施

- ・ 出前講座（高齢者を含む一般県民対象）：参加者 2,646 名（73 回）
- ・ 啓発劇（高齢者を含む一般県民対象）：参加者 714 名（12 回）

（交通安全対策）

◆「参加・体験・実践型」交通安全教室を実施

- ・ 危険予測シミュレータを活用した交通安全教室：参加者 18 名（1 回）

（防災対策）

◆災害時における避難行動要支援者への対応や避難所等における要配慮者への福祉的支援に関する研修を開催

- ・ 避難行動要支援者個別支援に関する研修会：参加者 251 名（2 回）
- ・ 災害ケースマネジメントに関する地方公共団体及び関係民間団体向け説明会：参加者 46 名
- ・ DWA T チーム員登録研修：参加者 46 名
- ・ DWA T チーム員スキルアップ研修：参加者 60 名（3 箇所）
- ・ DWA T チーム員リーダー養成研修会：参加者 29 名

(感染症対策)

◆応援職員派遣体制の整備等

関係団体と連携し、新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設に応援職員を派遣できるよう体制を整備。

◆高齢者施設の感染症対応力強化

高齢者施設において平時から各施設に感染対策の中心となる人材（感染対策コーディネーター）を配置し、新興感染症等発生時においても対応できる体制を構築

- ・感染対策コーディネーター養成研修会：13回開催
- ・感染対策コーディネーターフォローアップ研修会・活動報告会：6回開催

◆保健所圏域ごとに施設の支援が可能な感染対策の専門家（アドバイザー）を委嘱。保健所がハブとなって高齢者施設からの相談を支援する体制を構築

- ・統括アドバイザー2名、地域アドバイザー13名委嘱
- ・高齢者施設向け研修会対応：16回

2 評価指標の状況

① 重層的支援体制整備事業等の実施など包括的支援体制の構築に取り組む市町数		基準値 R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	目標値 R 8 (2026)
	目安値	14 市町	18 市町	22 市町	全市町 (25 市町)
	実績値		19 市町	20 市町	
	達成見込	—	A	A	
要因分析等	各種研修等を通じて、理念の浸透、キーとなる人材の育成、市町の後押しを図ることで、市町の取組を支援。R7年度実績値は前年度から1市町増加した20市町（うち重層的支援体制整備事業の本事業に取り組む市町は14市町）となり、順調に推移している。				

② 成年後見制度に係る中核機関設置市町数		基準値 R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	目標値 R 8 (2026)
	目安値	19 市町	21 市町	23 市町	全市町 (25 市町)
	実績値		21 市町	21 市町	
	達成見込	—	A	B	
要因分析等	人員確保の課題や現時点での相談件数・制度利用状況等を踏まえ、既存の支援体制による対応が可能であるとの考えにより、中核機関を設置していない市町もある。				

3 現状評価と今後の方向性

現状評価	今後の方向性
・ 高齢者虐待件数の増加については、高齢者虐待防止に向けた各種の取組により、社会の虐待に対する認知の向上、通報先等の周知が図られ、早期の通報等が増えたことにより、結果として件数が増加したものとする。 ・ 高齢者の消費者被害を防止するためには、高齢者向けに出前講座等の各種啓発講座を実施するとともに、見守り活動を行う者への消費者教育を推進する必要がある。 ・ 感染症対策については、新興感染症の発生に備え、平時から高齢者施設における対応体制を構築するなど、高齢者施設の感染症対応力を強化していく必要がある。	・ 引き続き、市町と連携を図りながら、虐待防止の普及啓発に努めるとともに、各種研修を通して、市町の虐待対応力の向上を図っていく。 ・ 市町・消費者団体等と連携し、引き続き高齢者をはじめとする一般県民に対し、消費者教育講座の実施に積極的に取り組むとともに、高齢者の見守り体制強化に繋がる消費者安全確保地域協議会の設置を市町に働きかけていく。 ・ 新興感染症の発生等に備え、高齢者施設等の感染対策の中心を担う感染対策コーディネーターの養成等に取り組んでいく。

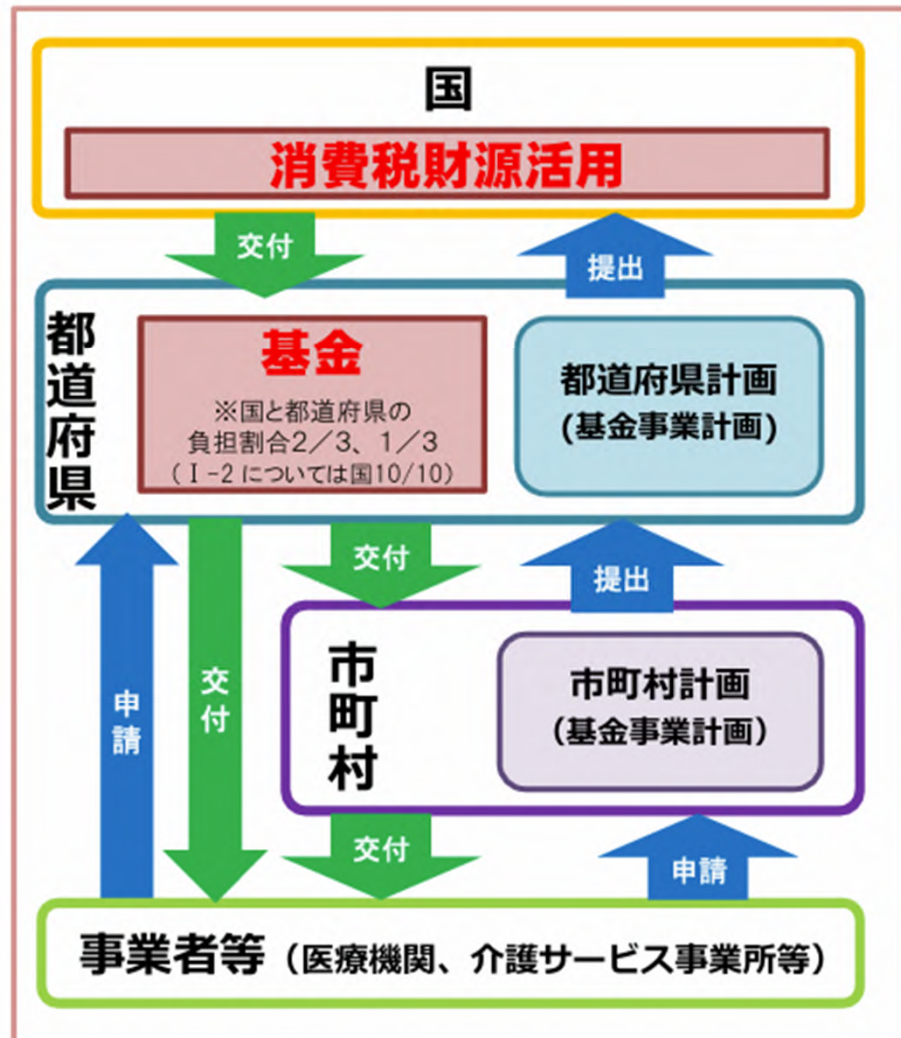
令和7（2025）年度 地域医療介護総合確保基金事業 に関する事後評価（案）

栃木県保健福祉部高齢対策課

地域医療介護総合確保基金

令和7年度予算案:公費で1,433億円
(医療分 909億円、介護分 524億円)

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画(基金事業計画)

- 基金に関する基本的事項
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施
国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

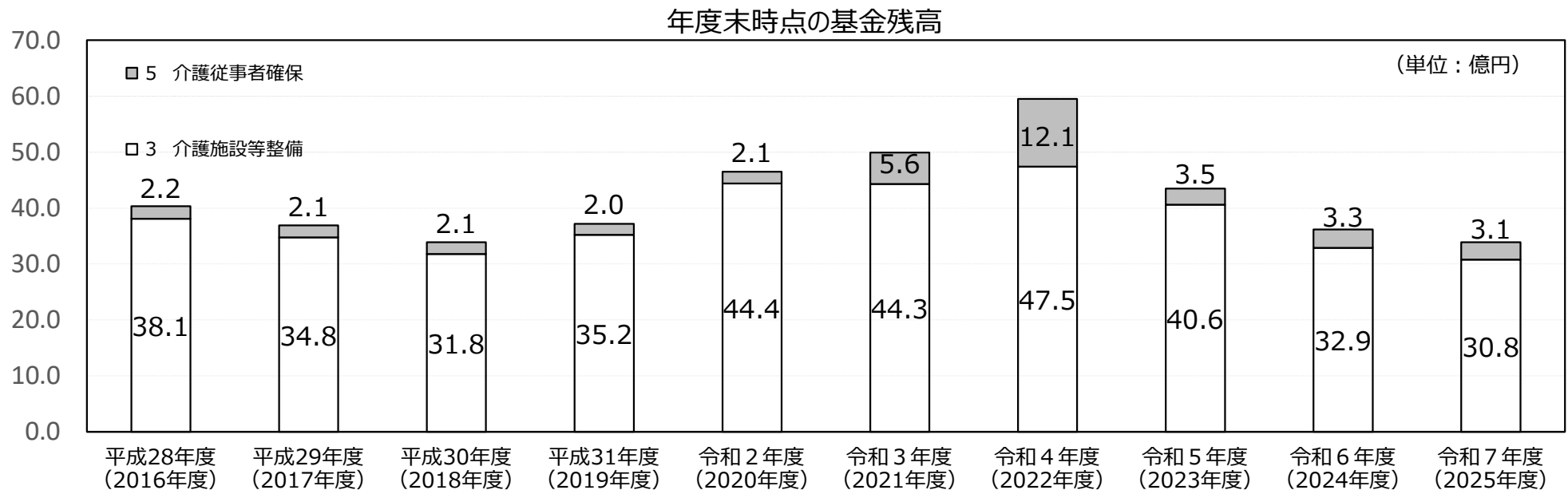
地域医療介護総合確保基金の対象事業

- I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- III 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- V 介護従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

令和7（2025）年度事業の執行状況（介護分）

事業区分	令和7年度 執行計画額	令和7年度 執行実績額 (執行率)	(参考) 令和6年度実績
3 介護施設等の整備に関する事業	14.5億円	2.1 億円 (14.6%)	7.7 億円 (61.6%)
5 介護従事者の確保に関する事業	1.1億円	1.0 億円 (89.5%)	1.0 億円 (83.3%)
合計	15.6 億円	3.1億円 (19.9%)	8.7億円 (63.5%)

(注)金額は、区分毎に表示未満を四捨五入した値。



令和7（2025）年度事業の実施状況（介護分）

3 介護施設等の整備に関する事業

主な事業の実施状況 (アウトプット)	○ 栃木県介護基盤等整備事業 地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備等を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進。 ・地域密着型介護老人福祉施設 2,367床（89箇所）→2,367床（89箇所） ・認知症高齢者グループホーム 2,637床（185箇所）→2,691床（188箇所）
事業の成果 (アウトカム)	介護施設等の整備により、施設・居住系サービスの入所定員総数は19,874人となり、高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築が図られた。 ⇒ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を進める。

令和7（2025）年度事業の実施状況（介護分）

5 介護従事者の確保に関する事業

主な事業の実施状況 (アウトプット)	○「基盤整備」に関する事業 ・とちぎ介護人材育成認証制度の運用（新規認証：14法人） ○「参入促進」に関する事業 ・中学生及び高校生を対象に介護のお仕事出前講座を実施（県内21校） ・介護に興味関心のある者等を対象に職場体験・見学・講座を実施（体験・見学21人参加） ・キャリア支援専門員による介護人材のマッチング機能強化（雇用創出22人） ・介護員養成研修受講費用・研修実施費用の助成（研修受講者27人、実施市町2市町） ・市町における介護未経験者を対象とする入門的研修の実施を助成（研修受講者数141人） ○「資質の向上」に関する事業 ・離職した介護職員の届出制度周知・再就職支援等（延べ966人登録） ・介護職員のスキルアップ研修（1,777人参加） ・医療従事者等を対象とした認知症対応力向上研修等（897人参加） ○「労働環境・処遇の改善」に関する事業 ・外国人介護人材定着支援事業にて受入準備費用等を支援（108事業所） ・生産性向上推進総合事業にて介護現場革新会議を開催。介護生産性向上総合相談センターを設置し伴走支援等を行う（会議開催2回、介護テクノロジー導入事業所85事業所）
事業の成果 (アウトカム)	●介護人材の育成・定着に取り組む事業所を対象とした認証・評価を実施し、各事業所の人材育成・確保状況を「見える化」することで、介護業界全体のレベルアップとボトムアップを推進した。 ●現役の介護福祉士による中・高校生向け出前講座や研修費用の助成など、多様な人材の確保に向け、様々な観点から取組を行った。 ●介護職員へのスキルアップ研修や認知症ケアに携わる医療・介護関係者への研修により資質向上を図ったほか、離職した介護職員の届出制度運用等により介護分野への再就職を促進した。 ●介護特定技能外国人を初めて受け入れる事業所を対象に、受入準備研修に係る費用を助成することで、受入環境の整備による円滑な就労と安定定着を促進した。 ⇒引き続き、栃木県介護現場革新会議の活用等を通じて、介護職員の確保に向けた各分野の取組を推進する。

区分	事業名	事業の内容	事業費（千円）		アウトプット指標		備考
			計画額	実績額	目標値	達成値	
3 介護施設等の整備に関する事業			1,447,046	211,910			
1	栃木県介護施設等整備事業	①小規模特別養護老人ホームをはじめとした介護保険施設等の整備、既存施設のユニット化改修等に対する助成	681,390	106,800	≪①、②≫ ・地域密着型介護老人福祉施設 2,367床（89箇所） →2,425床（91箇所） ・認知症高齢者グループホーム 2,637床（185箇所） →2,709床（189箇所）	≪①、②≫ ・地域密着型介護老人福祉施設 2,367床（89箇所） →2,367床（89箇所） ・認知症高齢者グループホーム 2,637床（185箇所） →2,691床（188箇所）	28,31 基金活用
		②特別養護老人ホームをはじめとした介護保険施設等の開設準備に対する助成	765,656	105,110			27 補,28,31 基金活用
5 介護従事者の確保に関する事業			109,554	98,113			
「基盤整備」に関する事業							
3	とちぎ介護人材育成認証制度事業	介護事業所の人材育成・確保等の取り組みに対して、認証・評価を行うとともに、その基準を満たすための支援を実施	10,481	10,426	新規認証法人：5 法人	新規認証法人：14法人	
「参入促進」に関する事業							
4	地域における介護のしごと魅力発信事業	①中高生等を対象に、介護の魅力・やりがい等をPRするための出前講座及び体験講座を開催	2,757	2,529	出前講座：県内30校	出前講座：県内21校	
		②「介護の日」啓発イベントを開催	1,000	1,000	イベント参加者：約5,000人	イベント参加者：約8,000人	
5	職場体験事業	介護職に就労を希望する方を対象に、介護の現場を学ぶための職場体験等を実施	1,520	1,381	職場体験・見学参加者：120人	職場体験・見学参加者：21人	3基金活用
6	介護職員初任者研修支援事業	介護職員として就業することを前提とした介護員養成研修受講者に対し、受講費用を助成	4,520	1,812	介護員養成研修受講者：65人 実施市町：4 市町	介護員養成研修受講者：27人 実施市町：2 市町	
7	介護人材マッチング機能強化事業	キャリア支援専門員の配置、施設・事業所における求人ニーズの把握、求職者の適性の確認、出張相談、面談会、就業後のフォローアップ等の一体的な就労支援の実施	14,496	14,285	雇用創出：25人	雇用創出数：22人	
8	介護に関する入門的研修事業	県及び市町において中高年齢の介護未経験者を対象に、入門的研修を開催	2,550	1,950	研修受講者数：120人	研修受講者数：141人	
「資質の向上」に関する事業							
12	介護人材キャリアアップ研修支援事業	介護職員が適切なキャリアパスやスキルアップを図るための研修等を開催	14,993	13,836	研修受講者：3,000人	研修受講者：1,777人	

区分	事業名		事業の内容	事業費（千円）		アウトプット指標		備考	
				計画額	実績額	目標値	達成値		
	13	介護支援専門員資 質向上事業	①介護支援専門員に対する医療的知識習得研修の開催に要 する経費	1,386	1,386	研修修了者：180人	研修修了者：161人	3基金活 用	
			②介護支援専門員研修指導者を養成するため、全国研修会 への受講者派遣、実務研修の実習指導者養成研修、介護支 援専門員資質向上研修の評価・改善のための検討会議を実 施	2,517	1,980	実務研修受講者数：200人 全国研修会受講者：2人 実習指導者養成研修受講者：100人 介護支援専門員資質向上検討会開催：2回	実務研修受講者数：168人 実習指導者養成研修受講者：278人	3基金活 用（一部 事業）	
	14	離職者届出制度事 業	離職者届出制度を運用し、潜在的有資格者の情報把握や再 就職に繋げるための復職支援・就職斡旋等を実施	1,948	1,948	離職した介護人材等の再就職支援等 登録者 延 べ900人	離職した介護人材等の再就職支援等 登録者 延 べ966人		
	15	認知症ケア人材育成 研修事業	①かかりつけ医を対象とした認知症診断の研修及び歯科医 師・薬剤師・看護師等を対象とした認知症ケアの研修の開 催	8,669	8,551	かかりつけ医認知症対応力向上研修：180人 病院勤務医療従事者認知症対応力向上研修：150人 歯科医師・薬剤師認知症対応力向上研修：150人 看護職員認知症対応力向上研修：30人 病院勤務以外の医療従事者向け研修：100人 認知症医療連携体制構築事業研修：120人	かかりつけ医認知症対応力向上研修：136人 病院勤務医療従事者認知症対応力向上研修：216人 歯科医師・薬剤師認知症対応力向上研修：153人 看護職員認知症対応力向上研修：69人 病院勤務以外の医療従事者向け研修：192人 認知症医療連携体制構築事業研修：131人	3基金活 用	
			②認知症対応型サービス事業開設者研修、認知症対応型サー ビス事業管理者研修、小規模多機能型サービス等計画作成 担当者研修、認知症介護指導者フォローアップ研修、認知 症介護実践研修（実践者研修）、認知症介護実践研修（実 践リーダー研修）、認知症介護指導者養成研修の開催	6,190	6,083	認知症対応型サービス事業開設者研修：20人 認知症対応型サービス事業管理者研修：80人 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修：30人 認知症介護指導者フォローアップ研修：1人 認知症介護実践研修（実践者研修）：200人 認知症介護実践研修（実践リーダー研修）：80人 認知症介護指導者養成研修：1人	認知症対応型サービス事業開設者研修：6人 認知症対応型サービス事業管理者研修：27人 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修：21人 認知症介護指導者フォローアップ研修：1人 認知症介護実践研修（実践者研修）：160人 認知症介護実践研修（実践リーダー研修）：81人 認知症介護指導者養成研修：1人	3基金活 用	
			③認知症サポート医を対象に、専門知識・技術修得のため の研修を開催するとともに、サポート医と認知症疾患医療 センター等との連携強化を図るための研修会を開催	2,250	1,084	認知症サポート医養成研修：40人	認知症サポート医養成研修：18人	3基金活 用	
	16	市民後見推進事業	市町が実施する市民後見活動の組織体制の構築や、市民後 見人の養成・活用に関する検討会の開催等に対する助成	1,437	626	補助対象市町数：10市町	補助対象市町数：5市町		
	「労働環境・処遇の改善」に関する事業								
	17	社会福祉施設新任 職員研修事業	介護事業所等新任職員を対象に、職員としての心構えの理 解や仕事の悩み等の共有・解消を図る研修を開催	250	162	研修参加者：100人	研修参加者：96人		
	18	社会福祉施設長研 修事業	社会福祉施設長を対象に、組織管理や人材育成に係るマネ ジメント、労働環境等に関する研修を開催	85	111	研修参加者：70人	研修参加者：22人		
	19	外国人介護人材定 着支援事業	外国人介護人材を受け入れている（予定含む）介護事業所 を対象に、受入環境整備に係る費用を助成	18,000	14,790	補助事業所：130事業所	補助事業所：108事業所		
20	生産性向上推進総 合事業	介護現場革新会議を設置し、介護人材確保に向けた総合的 な取り組みの検討を行う。介護生産性向上総合相談セン ターを設置し、事業所への相談支援、研修会、専門家派遣 による伴走支援を行う。	14,505	14,173	介護現場革新会議：2回 介護テクノロジー導入事業所：100事業所	介護現場革新会議：2回 介護テクノロジー導入事業所：85事業所	4基金活用		
合計				1,556,600	310,023				

栃木県高齢者支援計画「はつらっプラン21」(十期計画)各論骨子について(案)

九期計画		十期計画	主な新規・変更項目
第Ⅰ部 総論		第Ⅰ部 総論	
1 計画策定の趣旨		1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ		2 計画の位置づけ	
3 計画期間		3 計画期間	
4 高齢者福祉圏域		4 高齢者福祉圏域	
5 本県の高齢者人口等の現状と将来推計		5 本県の高齢者人口等の現状と将来推計	
(1) 現状		(1) 現状	
① 高齢者人口		① 高齢者人口	
② 要支援・要介護認定者数		② 要支援・要介護認定者数	
③ 認知症高齢者数		③ 認知症高齢者数	
④ 高齢者単独・夫婦のみ世帯数		④ 高齢者単独・夫婦のみ世帯数	
(2) 将来推計 ※H37までの推計		(2) 将来推計 ※主に2040年までの推計	
① 高齢者人口		① 高齢者人口	
② 要支援・要介護認定者数		② 要支援・要介護認定者数	
③ 認知症高齢者数		③ 認知症高齢者数	
④ 高齢者単独・夫婦のみ世帯数		④ 高齢者単独・夫婦のみ世帯数	
6 計画の基本目標 ～目指すべき高齢社会の姿～		6 計画の基本目標 ～目指すべき高齢社会の姿～	
7 施策の体系		7 施策の体系	
第Ⅱ部 各論		第Ⅱ部 各論	
Ⅰ 施策の方向		Ⅰ 施策の方向	
第1章 生きがいつくりの推進		第1章 生きがいつくりの推進	
1 社会参加の促進		1 社会参加の促進	
2 就業機会の確保		2 就業機会の確保	
3 学習機会の提供		3 学習機会の提供	
第2章 介護予防・日常生活支援の推進		第2章 介護予防・日常生活支援の推進	
1 健康づくりの推進		1 健康づくりの推進	
(1) 健康の保持・増進		(1) 健康の保持・増進	
(2) 生活習慣病の予防及び早期発見の推進		(2) 生活習慣病の予防及び早期発見の推進	
2 介護予防・フレイル予防の推進		2 介護予防・フレイル予防の推進	
(1) 介護予防事業の推進		(1) 介護予防事業の推進	
(2) 予防給付サービスの確保		(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実	・多様な総合事業の実施に向けた市町支援等について新たに記載(国基本方針) ・地域リハビリテーション体制構築の検討 ・タイトル変更及び内容を精査
3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進		(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進	
4 地域における支え合いの推進		3 地域における支え合いの推進	
(1) 生活支援体制整備の推進		(1) 生活支援体制整備の推進	
(2) 支え合い体制づくりの促進		(2) 支え合い体制づくり	・高齢者向け移動支援の充実 ・独居高齢者への支援(国基本指針)
(3) 家族介護者(ケアラー)への支援		(3) 家族介護者(ケアラー)への支援	
5 地域包括支援センターの機能強化		4 地域包括支援センターの機能強化	・独居高齢者への支援等(国基本指針) ・自立支援型地域ケア会議の充実(厚労省の方針)
(1)生活支援体制整備の推進		(1)相談体制の強化	
(2)支え合い体制づくりの促進		(2)地域ケア会議の充実	
(3)家族介護者(ケアラー)への支援			
第3章 介護サービスの充実・強化		第3章 介護サービスの充実・強化	・地域の類型(中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等)を念頭に置いた計画策定(国基本指針)
1 介護サービスの基盤整備		1 介護サービスの基盤整備	
(1) 在宅サービスの充実		(1) 在宅サービスの充実	・有料老人ホーム及びサ高住の入居定員総数及び要介護者等の状況を記載(国基本方針)
(2) 地域密着型サービスの確保		(2) 地域密着型サービスの確保	
(3) 施設・居住系サービスの基盤整備		(3) 施設・居住系サービスの 確保	
① 基盤整備の推進		① 必要な施設の整備	
② サービスの質の向上		② 既存施設の老朽化対策	・基盤整備に加え、改修について重点を置いて記載
(4) 安心して暮らせる住まいの確保		③ サービスの質の向上	・特定施設(有料老人ホーム等)について記載
2 介護サービスの適正な運営		④ 特定施設の活用	・「経営改善支援」は国の基本方針に新たに追加された項目
(1) ケアマネジメントの促進		④ 介護現場の経営改善支援	・「住まい」の記述は第7章に追加
(2) 利用者への情報提供			
(3) 指導・監査の充実			
(4) 苦情への的確な対応			
(5) 介護給付の適正化			
3 費用負担の適正化			
第4章 在宅医療・介護連携の推進		第4章 在宅医療・介護連携の推進	
1 在宅医療・介護連携に係る普及啓発		1 在宅医療・介護連携に係る普及啓発	
2 在宅医療・介護連携に係る人材確保・育成		2 在宅医療・介護連携に係る人材確保・育成	
3 在宅医療提供体制の整備		3 在宅医療提供体制の整備	
第5章 認知症施策の推進		第5章 認知症施策の推進	・認知症基本法に規定された基本的施策を踏まえ作成 ・認知症施策検討部会における検討結果
1 認知症に関する理解の促進と本人・家族への支援		1 認知症に関する県民の理解の促進	
2 認知症の早期発見・早期対応に向けた体制の構築		2 本人や家族への支援	
3 認知症対応力の向上		3 認知症の人の社会参加の機会の確保	
4 若年性認知症への対応		4 医療・介護サービス提供への支援	
第6章 介護人材の確保・育成		5 安心・安全な地域づくりの推進	
1 多様な人材の確保		第6章 介護人材の確保・育成	・介護ジョブゲートとちぎ等について記載
2 人材の育成・資質の向上		1 多様な人材の確保	
3 労働環境・処遇の改善		2 人材の育成・資質の向上	
第7章 安全・安心な暮らしの確保		3 労働環境・処遇の改善	・栃木県介護生産性向上総合相談センター等の取組について記載
1 相談体制の充実		4 介護現場の生産性の向上の推進	
2 成年後見制度等の利用促進		第7章 安全・安心な「住まい」暮らしの確保	・賃貸住宅や公営住宅等による支援について記載
3 高齢者虐待防止対策の推進		1 高齢者の「住まい」の確保	
4 日常生活の安全・安心対策		2 相談体制の充実	
(1) 消費者被害防止対策		3 成年後見制度等の利用促進	
(2) 交通安全対策		4 高齢者虐待防止対策の推進	
(3) 防災対策		5 日常生活の安全・安心対策	
(4) 感染症対策		(1) 消費者被害防止対策	
		(2) 交通安全対策	
		(3) 防災対策	
		(4) 感染症対策	

栃木県高齢者支援計画「はつらっプラン 21（十期計画）」骨子（案）

第Ⅰ部 総論

（十期計画の特徴）

- ・ 2040 年に向けた中長期的な介護サービス見込量を踏まえて作成する。
検討にあたっては、2040 年までの地域の人口推移（大都市部（高齢者人口が増加し続ける地域）、一般市等（増加し、減少に転じる地域）、中山間・人口減少地域（減少し続ける地域））を踏まえる。
- ・ 介護施設の新規整備に加え、改修や既存施設の老朽化対策についても位置づける。
- ・ 介護人材確保や生産性向上の取組について記載を充実させる。
- ・ 認知症基本法を踏まえ、県認知症施策推進計画を組み込む形で作成する。

1 計画策定の趣旨

- 県内の高齢者数は増加し続けており、今後、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となり、高齢者人口がピークを迎える 2040 年には、85 歳以上の医療・介護双方のニーズを抱える者や認知症高齢者、**独居高齢者**が増加する一方、生産年齢人口（15～64 歳）が減少することが見込まれています。
- こうした中で、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる「とちぎ」となるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を深化・推進が求められています。
- また、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の方の増加も見込まれるなど、介護サービス需要がさらに増加・多様化することが想定される一方、生産年齢人口は減少することから、地域の高齢者介護を支える多様な人材の確保や介護現場における生産性の向上の推進が求められています。
- こうした時代の潮流を踏まえ、中長期的な目標として県や市町が目指すべき今後の高齢者支援施策の方向性を示すため、栃木県高齢者支援計画「はつらっプラン 21（十期計画）」を策定するもの

です。

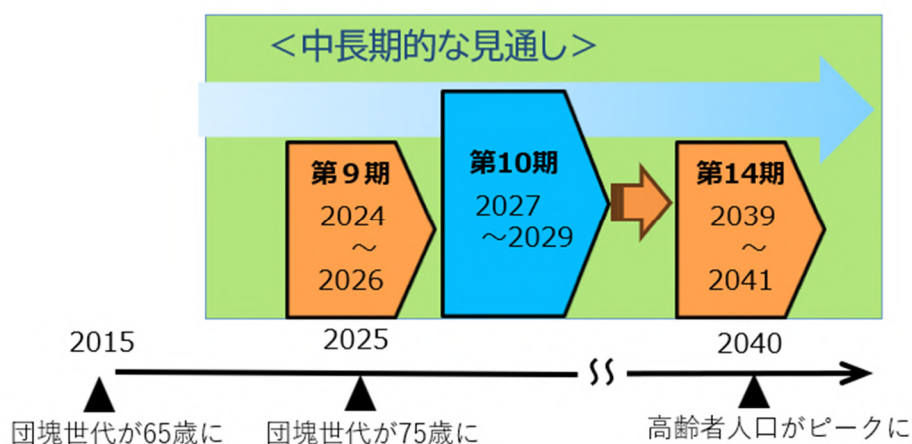
2 計画の位置づけ

- この計画は、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」であり、介護保険法に基づく「介護保険事業支援計画」及び認知症基本法に基づく「認知症施策推進計画」にも位置づけられるものです。
- この計画は、栃木県重点戦略「**新**とちぎ未来創造プラン」、医療法に基づく「栃木県保健医療計画」、社会福祉法に基づく「栃木県地域福祉支援計画」、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく「栃木県医療費適正化計画」、栃木県ケアラー支援条例に基づく「栃木県ケアラー支援推進計画」、健康増進法及び健康長寿とちぎづくり推進条例に基づく「とちぎ健康 21 プラン」、感染症法に基づく「栃木県感染症予防計画」並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく「栃木県高齢者居住安定確保計画」等と調和のとれたものとなっています。

※国の 介護保険事業（支援）計画 基本指針を踏まえ、作成

3 計画期間

- この計画は、2040 年度を見据えた上で、栃木県高齢者支援計画「はつらつプラン 21（九期計画）」の施策の方向性を継承しつつ、令和**9**（**2027**）年度から令和**11**（**2029**）年度までの3年間を計画期間として、新たな取組を展開していくものとします。



4 高齢者福祉圏域

- 本県の高齢者福祉圏域は、保健・医療・福祉の連携を図る観点から、「栃木県保健医療計画」（9期計画）における二次保健医療圏と同一とし、下図で示す6圏域とします。

（高齢者福祉圏域図）



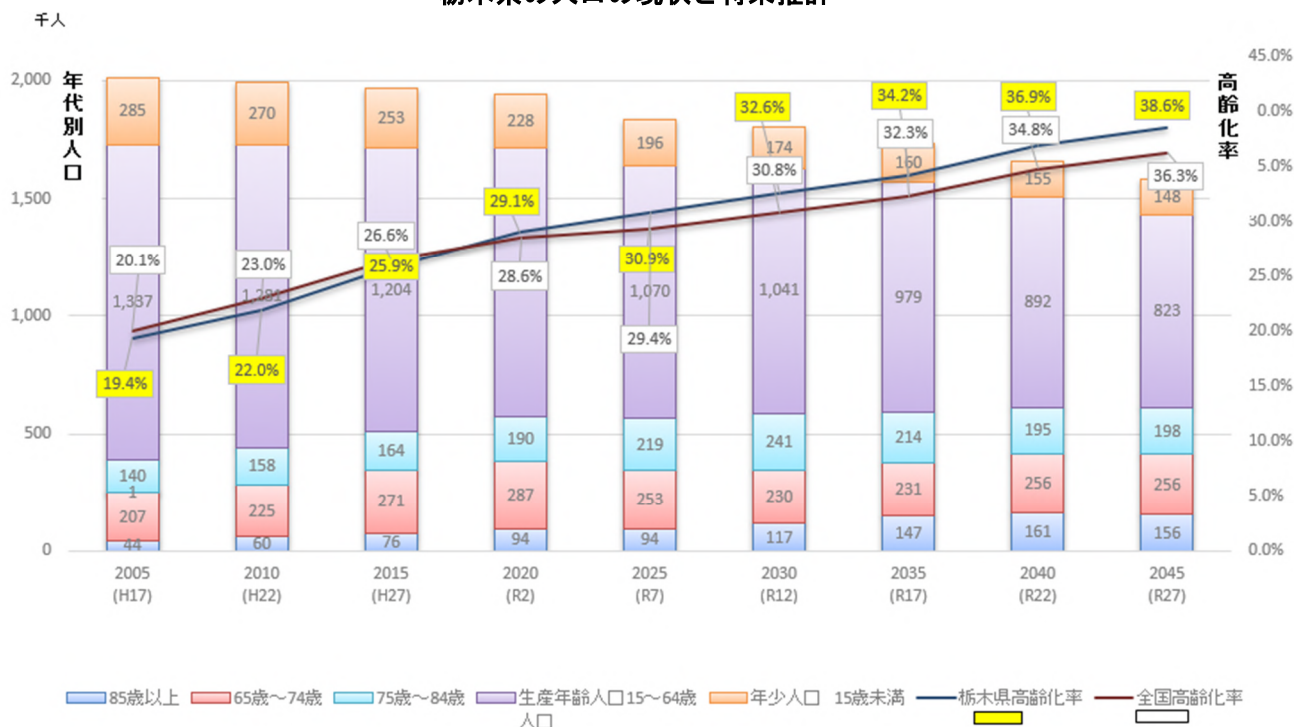
5 高齢者人口等の現状と将来推計

① 県内人口の推移（年代別構成割合）

●栃木県内の高齢化率は令和 7（2025）年時点では 30.9%であり、令和 22（2040）年は 36.9%と今後も上昇していく一方、生産年齢人口は、令和 7（2025）年は全体の 57.2%の割合でしたが、令和 22（2040）年には 53.8%まで減少することが見込まれます。

●85 歳以上人口について令和 7（2025）年と令和 22（2040）年と比較すると、全国では 1.5 倍、栃木県では 1.7 倍となり、介護と医療の複合ニーズを抱える高齢者の増加が見込まれます。

栃木県の人口の現状と将来推計



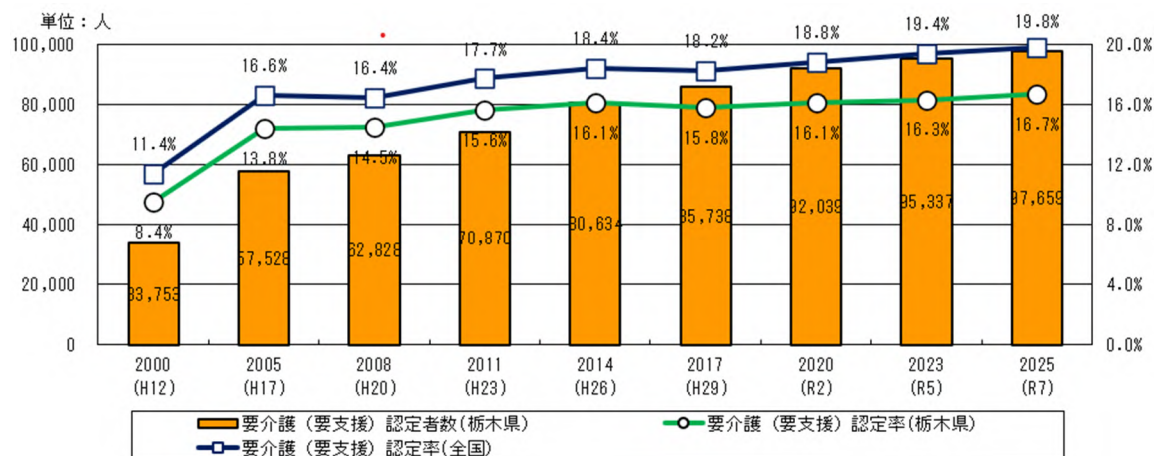
総務省統計局「人口推計」 H12～R2、

国立社会保障・人口問題研究所 「日本の将来推計人口（令和 5 年推計）等により作成

② 要支援・要介護認定者数

- 本県の要支援・要介護認定者は増加していますが、認定率は、令和 7（2025）年 4 月末で 16.7% であり、全国平均の 19.8% を 3.1 ポイント下回っています。

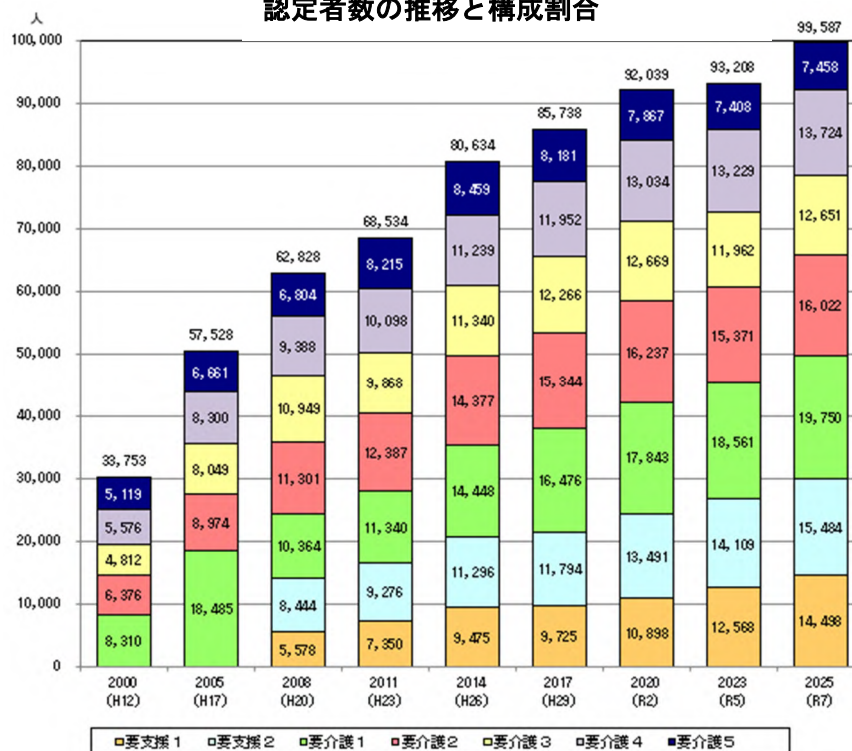
要支援・要介護認定者数、認定率の推移



介護保険事業状況報告（厚生労働省）より各年 4 月末の認定状況

- 各年度の要支援・要介護認定者の構成割合を見ると、平成 20（2008）年以降、要支援 1・2 や要介護 1 の方が増加傾向にあります。

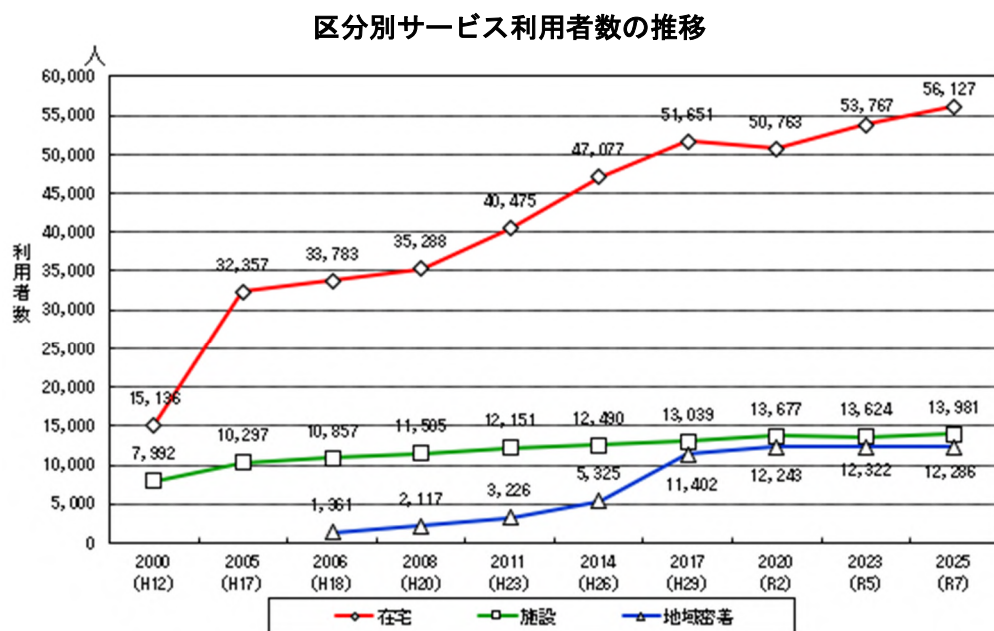
認定者数の推移と構成割合



介護保険事業状況報告（厚生労働省）より各年 4 月末の認定状況

③ 介護サービスの利用者数

●本県の介護サービスの利用者数は年々増加しており、特に在宅サービス（訪問介護、福祉用具貸与等）の利用が増加しています。

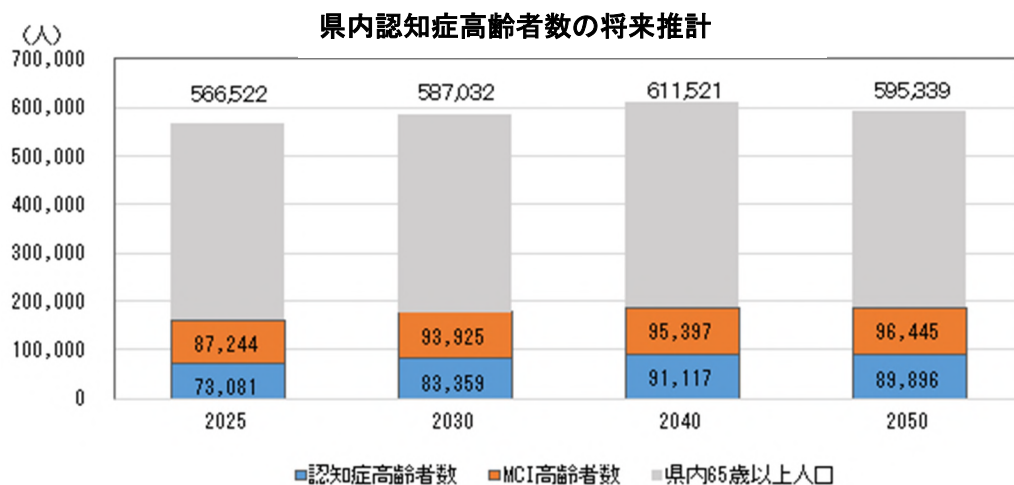


介護保険事業状況報告（厚生労働省）より各年4月末の利用実績

④ 認知症高齢者数

●県内の認知症高齢者数は高齢化の進展に伴って増加し、令和7（2025）年は87,244人であり、令和22（2040）年には95,397人に増加すると見込まれます。

令和22（2040）年には、県内の高齢者のうち、約31%の方が、認知症又は軽度認知障害（MCI）の症状があると推測されます。



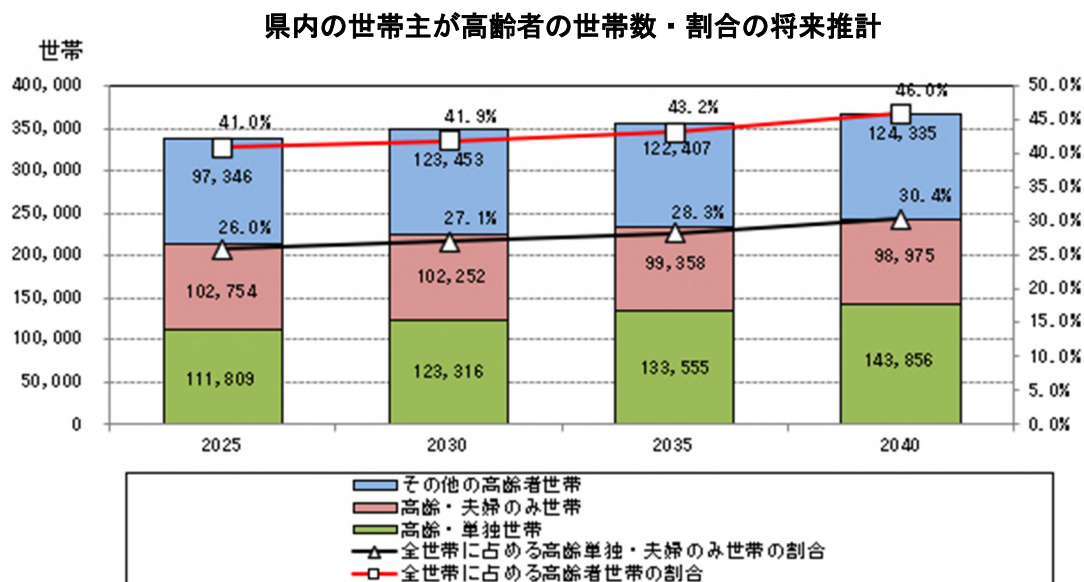
「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」

令和5年度 厚生労働省 老人保健事業 研究代表者 九州大学 二宮利治 を元に推計

④ 高齢者単独・夫婦のみ世帯数

●県内の全世帯に占める高齢者世帯の割合は令和 7（2025）年は 41％であり、令和 22（2040）年には 46％に増加すると見込まれます。

また、高齢単独世帯は令和 7（2025）年は 111,909 世帯、令和 22（2040）年には 143,856 世帯と約 1.3 倍になると見込まれます。



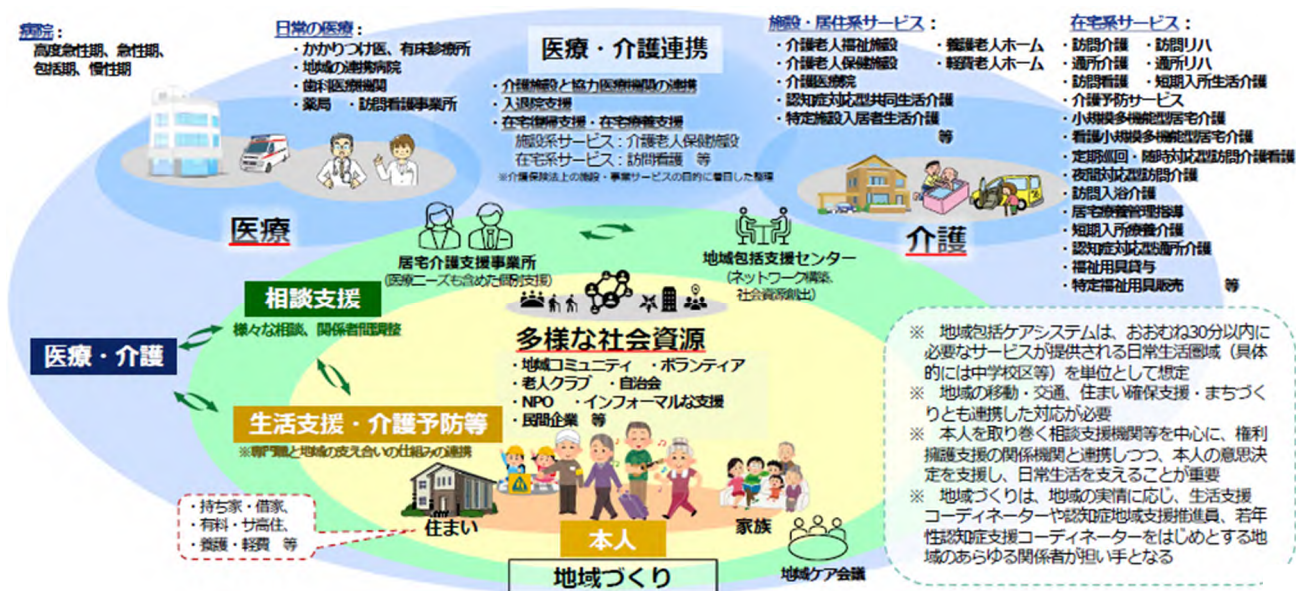
国立社会保障・人口問題研究所 日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)

令和 6 (2024) 年推計より

6 計画の基本目標

～ 「とちぎで暮らし、長生きしてよかったと思える社会」の実現 ～

- 高齢者が生涯にわたり健康でいきいきと暮らすことができるとともに、医療や介護が必要になった場合でも、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、各地域それぞれの実情に応じた医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図り、「とちぎで暮らし、長生きしてよかった」と思える社会の実現を目指します。
- そのため、地域包括ケアシステムの中心となる市町の取組に対する支援を重視するとともに、医療と介護の連携をさらに深め、地域において切れ目のない医療と介護サービスの提供体制の構築や、介護サービスの質の向上、介護人材の確保・育成、高齢者が支える側、支えられる側にもなる地域支え合いの体制づくり等に取り組んでいきます。
- また、高齢者の自立支援や重度化防止の取組を推進するためには、市町の保険者機能を強化していくことが重要であることから、県においても市町における地域課題の把握・分析の状況や取組とその結果について市町とともに共有し、自立支援等の取組を推進するために設けられた保険者機能強化推進交付金等における評価の仕組みも活用しながら、市町の実情に応じた伴走型の支援に取り組んでいきます。





これは地域包括ケアシステムを構成する要素を「植木鉢」に表したものです。

本人の選択とそれを支える家族の心構えが基礎として位置づけられ、生活の基盤となる「すまいとすまい方」が鉢となり、「土」である生活を維持するための役割を持っています。

また、「介護予防」は日常生活における機能発揮が求められることから、生活支援とともに「土」として、専門的サービスである「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」の「葉」が効果的に働くための要素となります。

三菱ＵＦＪリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」

（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）、

平成 27 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016 年

7 県民・事業者等の理解・協力及び県・市町の役割

(1) 県民の理解・協力

- 社会保障制度を持続させ、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことを目的とする地域包括ケアシステムの深化・推進を進めていくためには、県民自らが、介護を要する状態にならないよう、また、要介護状態となってもそれ以上悪化させないために、健康づくりや健診受診の重要性を理解するとともに、自らその予防に取り組む必要があります。
- これからの社会においては、高齢者には、サービスの利用者であると同時に、地域の見守りや支え合い活動等のサービスの提供者としての役割、さらには、老人クラブやボランティア活動等に参加し、ともに地域を支える者としての役割を担うことが求められます。

(2) 事業者・関係団体等の理解・協力

- 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らしていくには、住みやすい環境をつくっていくことが必要です。そのためには、高齢者自らの努力や支え合い、行政、医療機関、介護事業者等による公的サービスの充実と併せて、その他の民間企業・非営利法人等の事業者、関係団体等の重層的な協力が欠かせません。

- 介護保険制度は、社会福祉法人や医療法人ほか民間事業者等の参入を前提としたものですが、こうした法人・事業者等が提供する介護サービスに加え、地域支援事業では、NPO、ボランティア団体、その他の事業者等の多様な主体による多様な生活支援・福祉サービスの提供が期待されています。
- 高齢化の進展とともに、高齢者の雇用機会も増えていきますが、高齢者和其他の職員等がともに働きやすい職場づくりにより、効果的・効率的な事業活動が期待できます。また、高齢者は、職を得ることによって、生活を支える収入と併せて、生きがいを得ることにもつながります。
- 事業者等は、通常の事業活動の中で高齢者に接する機会が多いことから、市町等における高齢者見守りネットワークに参加・協力をしています。日常の高齢者への声かけや変化への気づきも、高齢者の孤立防止や認知症・虐待の早期発見に役立ちます。
- 質の高い介護サービスを提供するため、医療・介護に関わる人材が、自ら知識や技術等の習得・向上に積極的に取り組むことが求められています。

(3) 県・市町の役割

- 県・市町は、地域包括ケアシステムの推進の必要性を周知するとともに、システムを構成する医療・介護・介護予防・住まい・日常生活支援、その他の高齢者福祉の制度等について、高齢者やその家族を始めとする県民の正しい理解と適切な活用を促進します。
- 県・市町は、高齢者が自ら取り組む健康づくりや介護予防の普及に努めるとともに、地域における支え合い活動、ボランティア活動等への参加による自らの介護予防等の効果について理解を促進します。
- 県や市町は、高齢社会における事業者等の社会的役割について周知し、行政、関係機関、地域住民や事業者・関係団体等が連携・協力する地域包括ケアシステムの推進について、普及・啓発を進めていきます。

8 地域共生社会の実現に向けて

- 高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、高齢期におけるケアを念頭に置いています。地域共生社会の実現に向けた、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備は、この地域包括ケアシステムの「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を障害者や子ども等への支援にも広げたものです。
- 今後高齢化が一層進む中で、高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現に向けた中核的な基盤となるものです。
- これまでも、地域包括ケアシステムを推進する観点から、生活支援や介護予防、認知症施策等の地域づくりに関係する取組を進めてきましたが、それらの取組と「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の構築等をより一体的に進めることで、地域共生社会の実現を図っていくことが必要です。

地域共生社会の実現に向けて

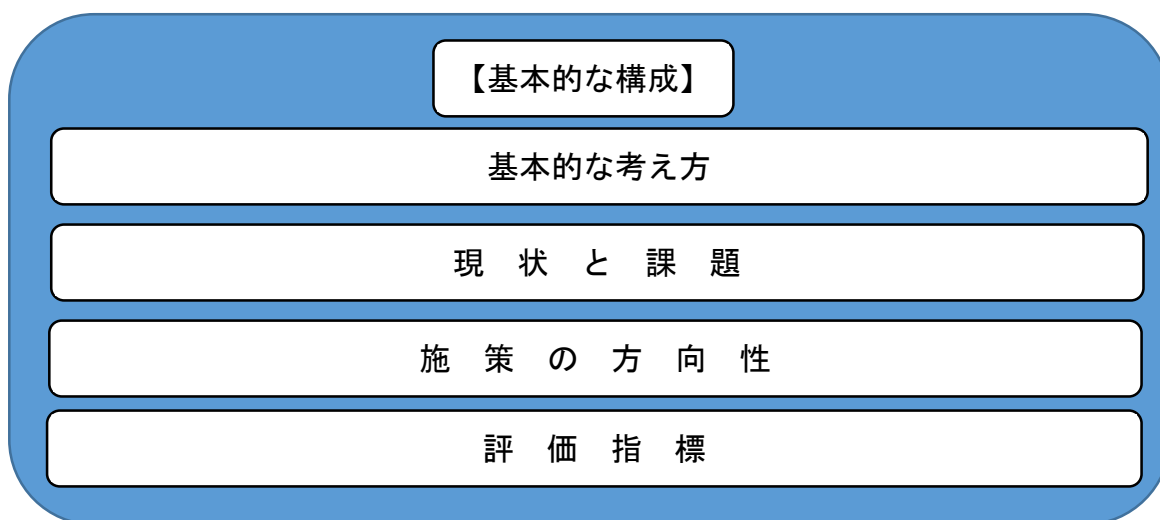
現状	○ 高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場といった、人々の生活領域における支え合いの基盤も弱まっている。 ○ 加えて、多くの地域では、社会経済の担い手も減少しており、地域社会そのものの存続も危ぶまれている。
目指すべき社会	・ 生活における人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられたりする関係が循環する地域社会 ・ 社会・経済活動の基盤として、人と資源が循環し、地域での生活を構成する幅広い関係者による参加と協働により、持続的発展が期待できる地域社会 の2つの視点からなる、「地域共生社会」の実現を目指す。



第Ⅱ部 各論

※各論の構成について

次ページ以降の各章の骨子（案）に沿って、下記の構成で計画素案を作成する。



○基本的な考え方

各章の概要を記載

○現状と課題

各章ごとの現状と課題を記載

○施策の方向性

課題の解消のために進めていく施策の方向性を記載

○評価指標

目指すべき姿を実現するための施策実現状況等の評価指標を記載

I 施策の方向

第1章 生きがいつくりの推進

(主な内容)

高齢者の生きがいつくりに向けた社会参加の促進や、就業や学習など多様な機会の確保・提供について記載

- 1 社会参加の促進
- 2 就業機会の確保
- 3 学習機会の提供

【検討の方向性】

- ・社会参加の促進や多様な就業及び学習機会の確保・提供を進めるため、市町及び関係機関との連携や関係団体への支援等について検討

第2章 介護予防・日常生活支援の推進

(主な内容)

元気で活動的な高齢期を過ごすための取組の推進と地域での支え合い体制づくりの促進について記載

- 1 健康づくりの推進
 - (1) 健康の保持・増進
 - (2) 生活習慣病の予防及び早期発見の推進

2 介護予防・フレイル予防の推進

- (1) 介護予防事業の推進
 - ※地域リハビリテーション体制の構築の検討について記載
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実
- (3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

3 地域における支え合いの推進

- (1) 生活支援体制整備の推進
- (2) 支え合い体制づくりの促進

高齢者向け移動支援の充実について記載

- (3) 家族介護者（ケアラー）への支援

4 地域包括支援センターの機能強化

- (1) 相談体制の強化
- (2) 地域ケア会議の充実

【検討の方向性】

- ・ 国の基本指針を踏まえ、フレイル予防や、介護予防・日常生活総合事業による多様なサービス（例 短期集中リハビリテーション、住民主体の助け合い、民間企業による清掃や食事提供等の生活支援）、生活支援体制整備に係る市町支援について記載
- ・ 国の基本方針を踏まえ、頼れる身寄りがいない高齢者等への生活課題について相談体制の強化や、地域課題として地域ケア会議において関係機関等が連携して対応することについて記載

第3章 介護サービスの充実・強化

（主な内容）

生活環境に応じた介護サービスの基盤整備及び適正な運営のための取組について記載

1 介護サービスの基盤整備

- (1) 在宅サービスの充実
- (2) 地域密着型サービスの確保
- (3) 施設・居住系サービスの確保
 - ① 必要な施設の整備
 - ② 既存施設の老朽化対策
 - ③ サービスの質の向上
 - ④ 特定施設の活用

(4) 介護現場の経営改善支援

2 介護サービスの適正な運営

- (1) ケアマネジメントの促進
- (2) 利用者への情報提供
- (3) 指導・監査の充実
- (4) 苦情への的確な対応
- (5) 介護給付の適正化

3 費用負担の適正化

【検討の方向性】

- ・在宅サービスについては、居宅要介護者の様々な介護ニーズに対応できるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの更なる普及を検討
- ・施設整備については、中長期的な地域の人口動態、介護ニーズの見込み、有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の設置状況等を勘案して計画を策定

第4章 在宅医療・介護連携の推進

(主な内容)

住み慣れた地域で暮らしていくため、在宅医療・介護連携に係る人材確保・育成や在宅医療提供体制の整備等について記載

- 1 在宅医療・介護連携に係る普及啓発
- 2 在宅医療・介護連携に係る人材確保・育成
- 3 在宅医療提供体制の整備

【検討の方向性】

- ・医療と介護の効率的かつ効果的な提供体制の確保に向け、「栃木県保健医療計画（在宅医療分野）」と調和を図りながら検討

第5章 認知症施策の推進 →認知症施策検討部会における検討を反映済

(主な内容)

認知症の方やその家族の視点を重視し、認知症になっても尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができる共生社会の実現に向けた取組について記載

- 1 認知症に関する県民の理解の促進
- 2 本人や家族への支援
- 3 認知症の人の社会参加の機会の確保
- 4 医療・介護サービス提供への支援
- 5 安心・安全な地域づくりの推進

【検討の方向性】

- ・ 認知症基本法を踏まえ、認知症のある人も含めた県民一人ひとりが安心安全に、希望を持って暮らすことのできる地域づくり
- ・ 認知症のある人・家族等に対し、支援を適切に届ける
- ・ 認知症の早期診断・早期支援、治療・ケア（介護）の充実

第6章 介護人材の確保・育成

(主な内容)

各種サービスを支える人材の確保・育成について記載

- 1 多様な人材の確保
- 2 人材の育成・資質の向上
- 3 労働環境・処遇の改善
- 4 介護現場の生産性の向上の推進

【検討の方向性】

- ・ 外国人や高齢者の活用を含む多様な人材の確保及び育成、離職防止・定着のための取組について記載
- ・ 介護現場の生産性向上に資する取組について記載

第7章 安全・安心な「住まい」「暮らし」の確保

(主な内容)

住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていくための相談体制の充実や安全対策、高齢者施設の防災対策及び感染症対策に係る業務継続計画(BCP)の策定等について記載

- 1 高齢者の「住まい」の確保
- 2 相談体制の充実
- 3 成年後見制度等の利用促進
- 4 高齢者虐待防止対策の推進
- 5 日常生活の安全・安心対策
 - (1) 消費者被害防止対策
 - (2) 交通安全対策
 - (3) 防災対策
 - (4) 感染症対策

Ⅱ 施設・居住系サービスの基盤整備計画（2027年度～29年度）

(主な内容)

施設・居住系サービスの今後3年間の整備計画数を記載。

- ・ 特別養護老人ホーム
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 認知症高齢者グループホーム
- ・ 特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けた混合型特定施設の定員総数
- ・ 老朽化対策の長期的な見通しについて記載

※基盤整備計画の表など、表記の縮小化を検討

Ⅲ 圏域別・市町別計画

(主な内容)

市町別の高齢者人口・サービス見込量等の推計や保険料、各圏域の現状について記載

- 1 高齢者人口・サービス見込量等の推計
- 2 市町村別介護保険料 平均月額の推移
- 3 各圏域の現状

令和 8 (2026) 年度 第 1 回栃木県認知症施策検討部会報告

1 日 時 令和 8 (2026) 年 6 月 25 日 (木) 15 時 00 分～16 時 30 分

2 場 所 栃木県庁研修館 402 研修室

3 出席委員等

所属	委員名
栃木県医師会	依田 祐輔
獨協医科大学病院	菅原 典夫 (欠席)
芳賀赤十字病院	齊藤 智子
あいケアステーション株式会社	杉山 勇樹
栃木県地域包括・在宅介護支援センター協議会	池澤 守
栃木県認知症高齢者グループホーム協会	中口 和彦
(公社) 認知症の人と家族の会栃木県支部	塚原 文恵
栃木県若年性認知症支援コーディネーター	松本 佑司

4 議事及び主な意見

(1) 県認知症施策検討部会の概要等及び令和 7 年度認知症施策総合対策推進事業の実績について

【主な意見及び内容】

- ・ 認知症サポーター養成講座の効果的な実施方法について
- ・ 県民が認知症について理解を深めるための施策について

(2) 県認知症施策推進計画骨子案の検討について

【主な意見及び内容】

- ・ 認知症基本法と同様に「認知症に関する県民の理解の促進」を 1 番目の項目とし、「本人と家族への支援」は後の順番とし、共生社会を目指すことを示すべき。
- ・ 2040 年以降の人口の推移を記載し、高齢者人口は 2040 年がピークであり、その後減少する見込みであることを示すべき。
- ・ 医師と市町、地域包括支援センターとの連携について

栃木県高齢者支援計画「はつらっプラン21（十期計画）」策定スケジュール

R8(2026).7 高齢対策課

年月	県		市町 介護保険事業計画	国	備考
	介護	医療			
2025 12				介護保険部会 (制度見直し案)	
2026 1～3	第2回委員会 ・基金事業		介護予防・日常生活 圏域ニーズ調査 在宅介護実態調査	【2月】基本方針 構成案 【3月】全国主管課長 会議 10期の基本的 基本指針(案) 骨子	
2026 4～6	特養申込者等調査 施設長寿命化意向 調査		調査の実施状況調確 認(県→市町)		
2026 7～9	第1回部会・委員会 ・計画骨子(案)		市町ヒアリング (県実施)	基本指針(案)	
2026 10～12	第2回部会・委員会 ・計画素案① 医療と介護の体制整備に係る 協議の場※2次医療圏域単位 第3回部会・委員会 ・計画素案②		サービス見込量推計作業		
2027 1～3	計画(案) パブリック・コメン ト 第4回委員会 ・計画最終案 計画決定			介護保険料決定 計画決定	

2040年を見据えた介護保険事業（支援）計画の在り方

- 2040年にかけて地域のサービス需要が変化していく中で、第10期介護保険事業（支援）計画から、都道府県が積極的に関与しながら、2040年等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要となる。
- その際、「中山間・人口減少地域対応」「医療・介護連携」「高齢者向け住まい」「人材確保、生産性向上・経営改善支援」等について、第9期までの取組を前提に、第10期計画における位置付けを明確化した上で、必要な取組を進めることが必要。

介護保険制度の見直しに関する意見（令和7年12月25日）（抜粋）

（中長期的な推計）

- 市町村が定めている中長期的な推計について、介護保険事業計画の記載事項として位置付けを明確化し、都道府県についても、2040年に向けての中長期的な推計を介護保険事業支援計画の記載事項へ追加し、必要な情報提供や助言、協議の場の設置等により支援や調整を行っていくことが適当である。

（2040年に向けた地域課題への対応）

- 2040年に向けた中長期的な推計により、都道府県と市町村が共通の課題認識を持った上で、地域における2040年に向けたサービス提供の在り方について、中山間・人口減少地域対応や医療・介護連携、人材確保・生産性向上、高齢者住まいなど、明らかになった地域課題への対応の観点を含めて、都道府県・市町村及び関係者間で議論を行うことが必要である。
- このため、介護保険事業（支援）計画において、都道府県及び市町村が以下の内容について記載することが適当である。
 - ・ 2040年に向けての中長期的な推計
 - ・ 中山間・人口減少地域対応として特例介護サービスの新たな類型や新たな事業の仕組み等の導入及び導入地域
 - ・ 総合確保方針に基づく医療と介護の協議の場において検討した医療・介護連携に係る提供体制の構築に必要な取組
 - ・ 有料老人ホームにおける入居定員総数及び要介護者の入居状況
 - ・ 市町村の総合事業の基盤整備を推進するため、都道府県が伴走的な支援や多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援を推進すること
 - ・ 人材確保や生産性向上等による職場環境改善、経営改善支援等に係る地域の目標及びその達成に向けた方策
- その際、中長期の地域課題について、保険者である市町村単位で検討することを基本とした上で、都道府県も関与しながら市町村を越えた広域的な議論をする仕組みが必要であり、第10期介護保険事業計画期間から、都道府県と市町村が既存の介護保険事業（支援）計画の策定プロセスの中で実効的なすり合わせを行うとともに、地域の状況に応じ順次、介護保険事業計画について老人福祉圏域単位等で調整・協議するための会議体を設置するなど、地域における2040年に向けたサービス提供の在り方について、本格的に議論するための体制を構築することが適当である。

次ページに続く

第10期介護保険事業（支援）計画の基本指針に盛り込むことが考えられる主な事項のイメージ

○介護サービス基盤の計画的な整備

① 介護保険事業（支援）計画の策定

- ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討。
- ・ 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理。
- ・ 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。

② 地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

- ・ 地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定。中山間・人口減少地域においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、特例介護サービスの新たな類型の活用等）について議論。
- ・ 医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。

○地域包括ケアシステムの深化

- ① 総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。
- ② 頼れる身寄りがない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。
- ③ 認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

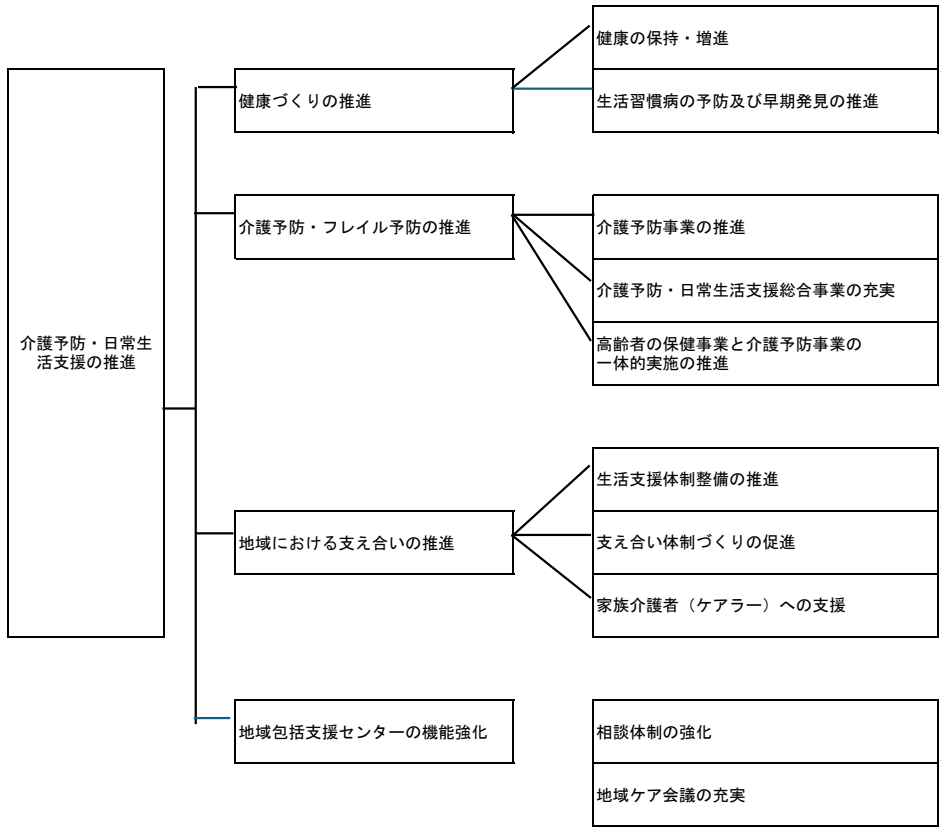
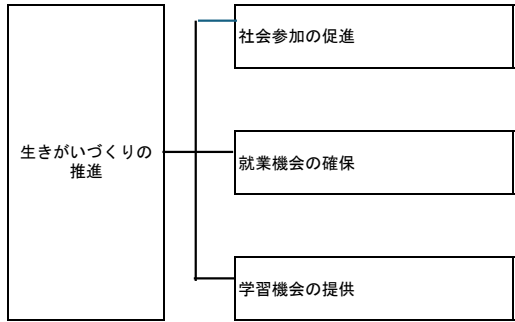
○介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- ① 都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。
- ② テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。

※ 法律改正事項については、今後法案を提出し、成立した後にその内容を反映した上で審議会で議論予定

「栃木県高齢者支援計画（十期計画）」ロジックモデルイメージ図

施策の項目



アウトプット

とちぎ生涯現役シニアセンター（ぶらっと）における社会参加活動に関する相談支援
シニアサポーターへの活動支援
「とちぎジョブモール」及び「とちぎ生涯現役センター」における相談支援・セミナーの実施
市町のシルバー人材センター事業に対する助成
シルバー大学校における体系的な学習機会の提供

初期アウトカム

高齢者が地域活動や交流の場に主体的に参加している。
高齢者が能力や意欲に応じて就業の機会を得ている。
高齢者が学習や趣味活動に継続的に取り組んでいる。

中間アウトカム

①高齢者が地域とのつながりを持ちながら、いきがいが役割を実感し、主体的に生活している

最終アウトカム

基本目標

「とちぎで暮らし、長生きしてよかったと思える社会」の実現

生活習慣病予防のための広域健康福祉センター等における個別栄養相談や電話相談
ロコモティブシンドローム予防のためのアドバイザー等向け研修会の開催
特養入所者に対する歯科検診の実施
施設職員に対するミールラウンド研修や口腔ケア研修の実施
介護予防に従事する市町職員等に対する研修の実施
とちぎフレイル予防サポーター（食改版）の養成
広域健康福祉センターでのフレイルアドバイザー・サポーターを活用した保健事業等の実施
一体的実施を推進するための市町担当者を対象とした連絡会議の実施
介護予防（フレイル予防）に関する普及啓発
加齢性難聴に関する講演会及び講話等の実施
市町を対象とした伴走型支援等の実施
生活支援コーディネーター養成研修の実施
市町への生活支援アドバイザー派遣
地域支え合いフォーラム・情報交換会等の実施（社協委託）
とちまる見守りネットの実施
地域包括支援センター職員等を対象としたケアラー支援知識向上研修の実施
地域包括支援センター職員を対象とした研修会の実施
地域包括ケアシステムの構築主体である市町職員を対象とした研修会の実施

高齢者が自身の健康状態を把握し、健康づくりや生活習慣病予防に関する取組を実践している。
高齢者が介護予防サービスやフレイル予防活動を利用・参加し、継続的に実践している。

高齢者が多様な生活支援サービスや住民主体の支え合い活動を活用し、地域で自立した生活を継続できている。
家族介護者が相談や支援サービスを利用し、負担軽減や必要な支援につながっている。
高齢者や家族が地域包括支援センター等に相談し、必要な支援につながっている。

②高齢者が自ら健康づくりに取り組み、自立した生活を送ることができている。

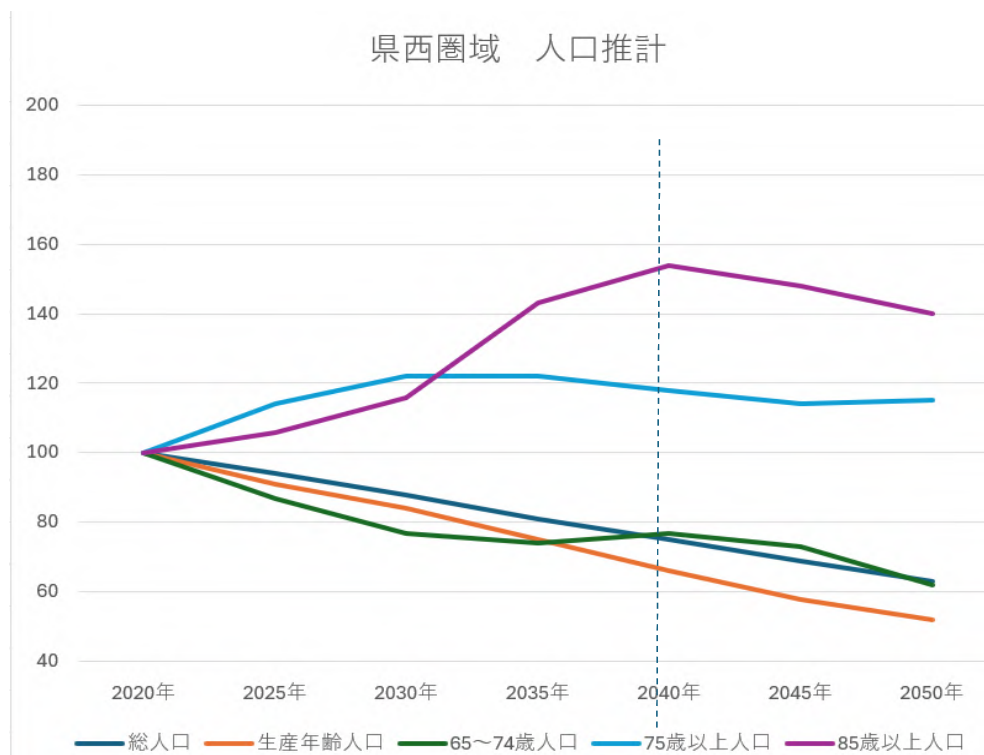
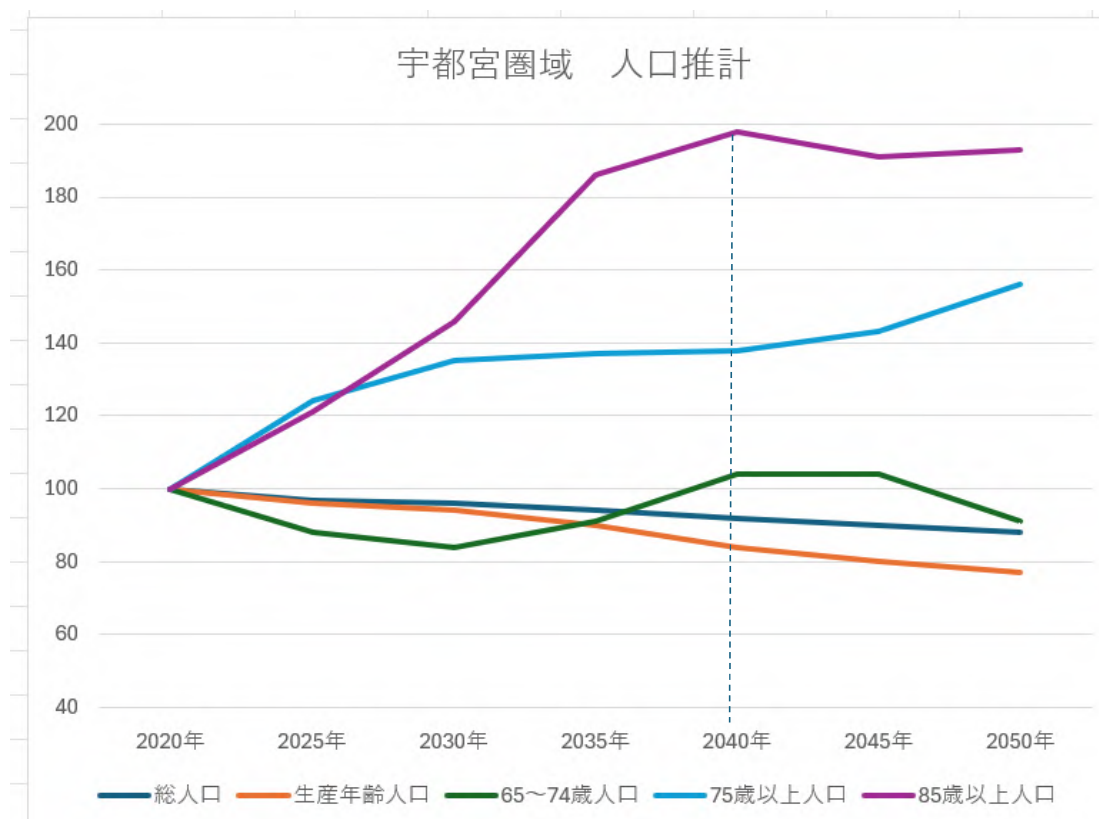
③高齢者及びその家族が地域とつながりながら、必要な支援を受け、安心して生活できている。

高齢者の自立

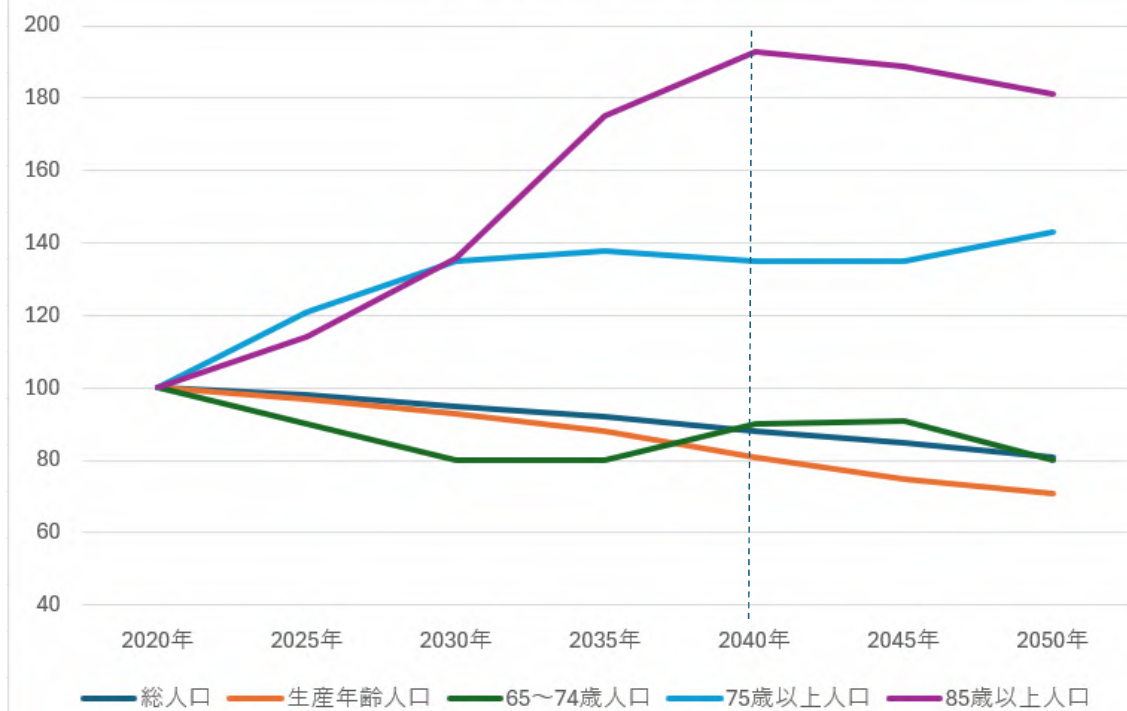
①、②、③
高齢者がいきがいをもち、自立した生活を維持しながら、地域の支え合いの中で安心して暮らしている。

県内 各圏域の将来人口推計(2020年を100とした場合)

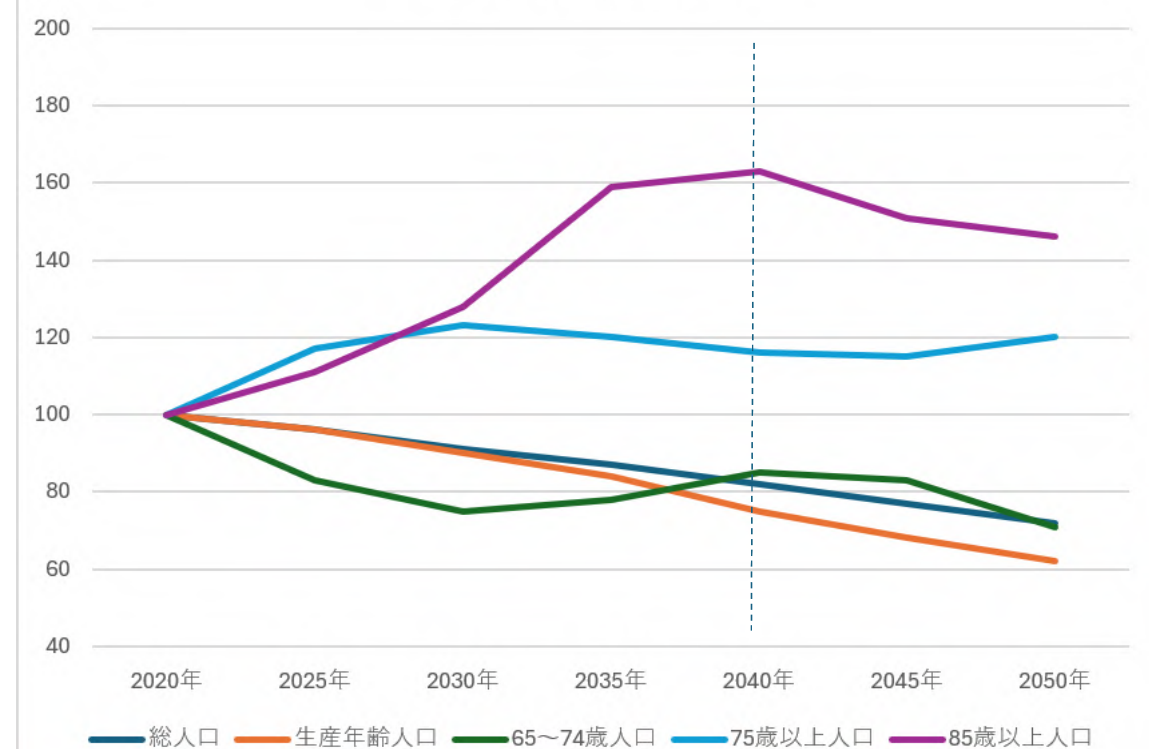
- ・宇都宮圏域、県南圏域、県東圏域においては、特に2030年から85歳以上人口の増加の割合が高まる
 - ・生産年齢人口の減少のスピードは圏域ごとに異なり、県西圏域、県東圏域、両毛圏域においては特に減少のスピードが速い
- 出典: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(R5推計)」



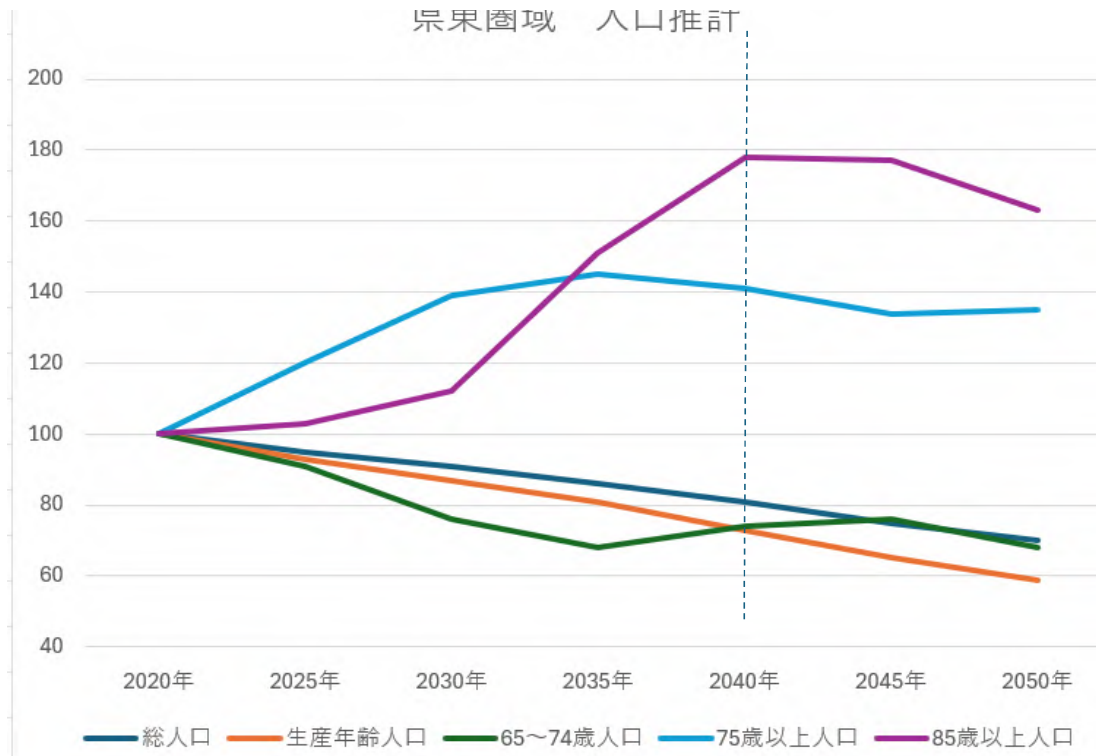
県南圏域 人口推計



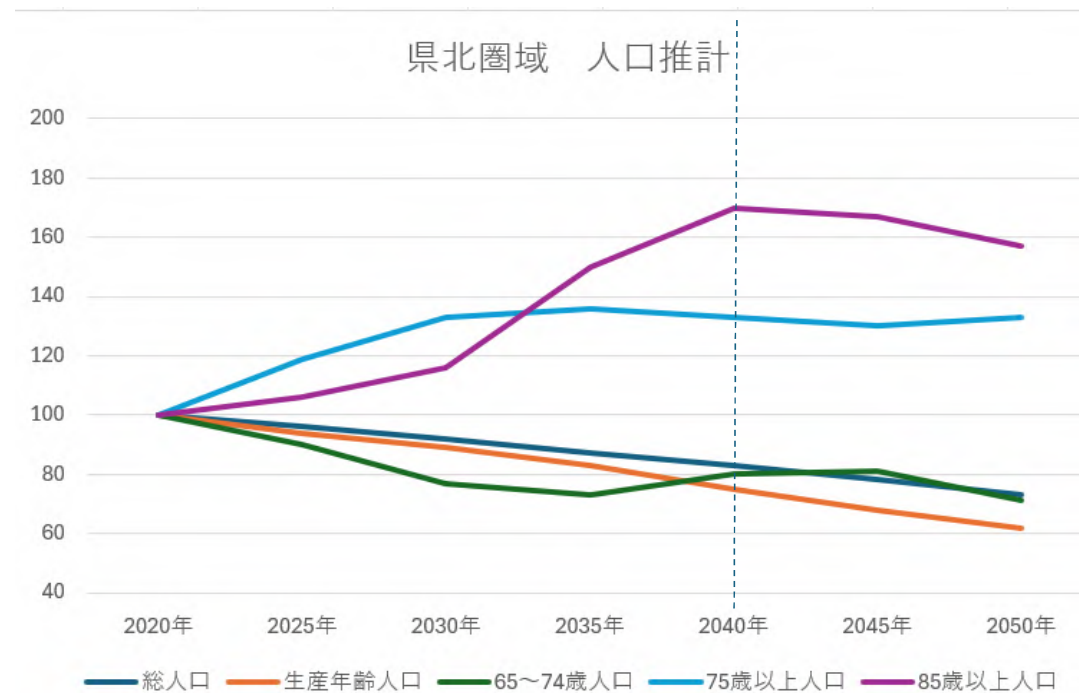
両毛圏域 人口推計



県果圏域 人口推計



県北圏域 人口推計

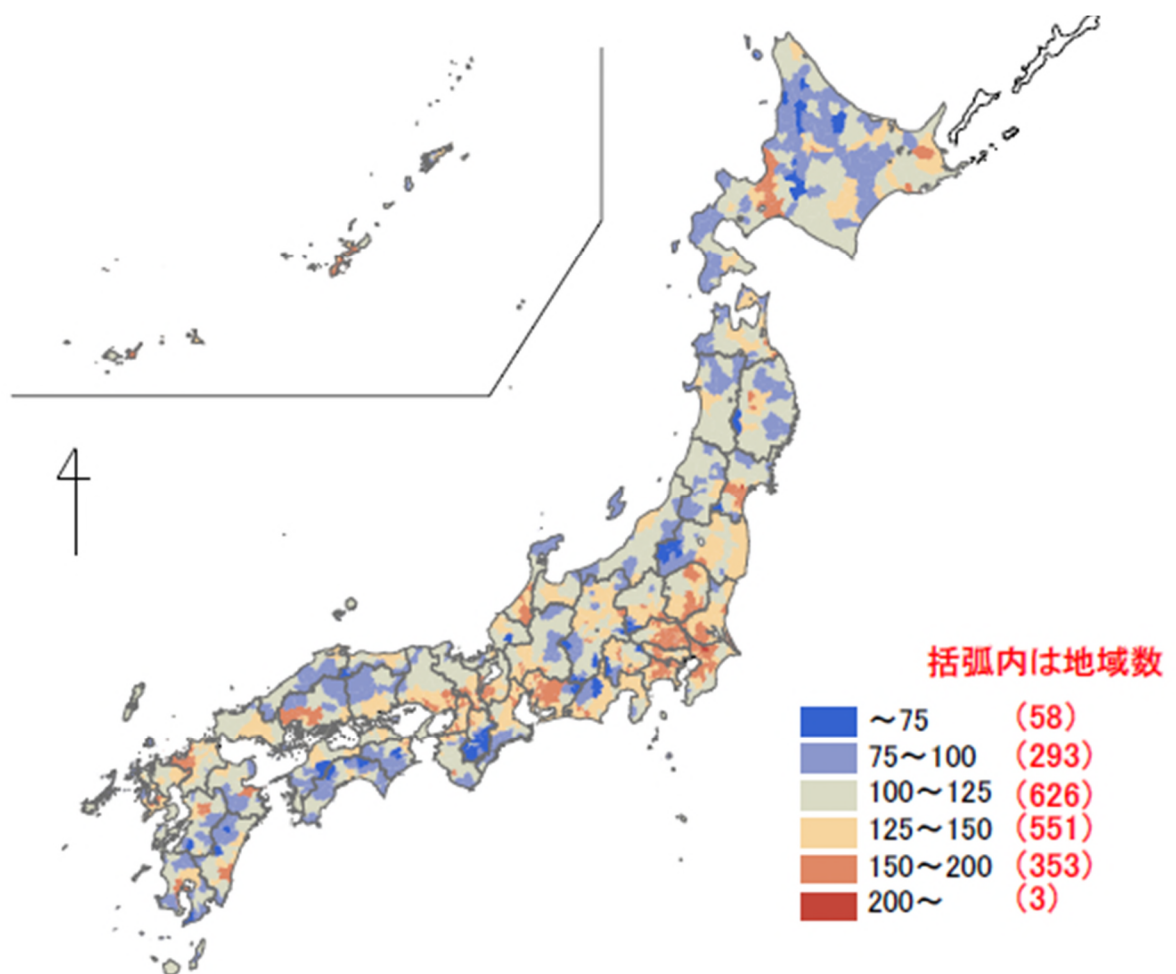


全国における、要介護人口の推計の状況

全国において、既に要介護人口がピークを過ぎて令和 2（2020）年よりも減少に向かう地域と、増加し続ける地域に分かれている。

栃木県は大部分の地域で、令和 22（2040）年に向けて増加する。令和 2（2020）年と比較した増加の比率は地域によって異なるため、特に増加する地域においては特に、サービス提供体制等の検討を要する。

要介護人口の推計値（2040 年：2020 年＝100）



国立社会保障・人口問題研究所 「日本の将来推計人口（令和 5 年推計）等により

中央大学経済学部 小池司朗 作成

栃木県高齢者支援計画推進委員会設置要綱

(設 置)

第1条 本県における高齢者福祉施策の総合的な推進を図るため、「栃木県高齢者支援計画推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 栃木県高齢者支援計画（老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定に基づく老人福祉計画、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく介護保険事業支援計画及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第56号）の規定に基づく都道府県認知症施策推進計画をいう。以下同じ。）の策定に関する事項
- (2) 栃木県高齢者支援計画に基づく取組の進捗状況の把握及び評価並びに同計画の見直しに関する事項
- (3) 地域医療介護総合確保基金（介護分）に係る計画の策定及び進捗管理に関する事項
- (4) その他必要な事項

(組 織)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者の中から知事が委嘱する。

- (1) 保健医療関係団体等の代表
- (2) 福祉関係団体等の代表
- (3) 介護保険の保険者及び被保険者の代表
- (4) 学識経験者
- (5) その他関係機関・団体の代表等

(任 期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(部 会)

第7条 委員会において、専門的事項を検討するため、以下の部会を置く。

- (1) 栃木県認知症施策検討部会
- 2 部会に属する委員の任期は3年以内とし、十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が

委嘱する。

(事務局)

第8条 委員会及び部会の事務局は、栃木県保健福祉部高齢対策課に置く。

- 2 委員会の会議のうち、第4条の任期満了後に開催される初回の会議は高齢対策課長が招集し、会長選出までの間、議長となる。
- 3 部会において検討した事項は、部会後に開催される委員会にて事務局より報告を行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31（2019）年1月22日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6（2024）年6月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8（2026）年5月20日から実施する。
- 2 栃木県認知症対策推進会議設置要綱（平成19年7月2日制定）は廃止する。